# フォーラム１日目

2022 年 1 月 29 日（土）

共同代表挨拶

# 潮谷　義子

（共同代表／スペシャルオリンピックス日本・熊本 理事長、前熊本県知事））

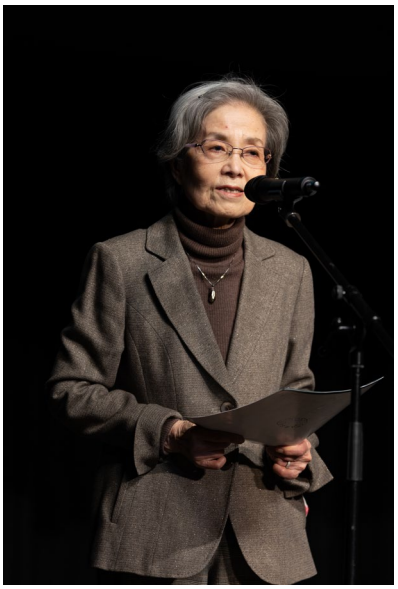

皆さんおはようございます。今日、明日を通して、私ども FLEC フォーラムを開催いたします。

今朝のテレビのニュースによりますと、ついに新型コロナウイルスに感染した人たちは 8 万人を超えたと、情報が流れておりました。職場、家庭、社会全般への影響の大きさを私たちは感じております。そんな中で FLEC フォーラム第 4 回をやるのかと、そういうお声も聞こえないではありません。しかし、私たちはオンラインを通して第 4 回目のこのフォーラムを実施します。それは熟慮に熟慮を重ねた上での結論です。その理由の一つに、皆様ご承知のとおり、この春にも児童福祉に関わります改正が行われます。また一方で、こども家庭庁の発足等々に向けて、今急ピッチで様々な観点から考慮が進められ、体制づくりが進められているところでございます。

私たちは未来を担うこどもたちの権利がどのように守られていくのか、そのことに対して家庭も自治体も国も、どんな姿勢で「今」というときを乗り越えていくのか。大きな課題があるその節目のときです。諸々を考えましたときに、新型コロナウイルスという大変な状況はありますけれど、とにかく今回は私たち、オンラインを通してでも情報を共有し、家庭養護につながる組織の皆様、個人の皆様たちがそれぞれ何をなすべきかということを考え、実践に移し、共通的な認識の中で一歩を進めて行かなければならないのではないか。そういう思いで、実施を躊躇する理由は色々とございましたけれど、それを乗り越えて、というのが今回のフォーラムの趣旨でございます。大変貴重な時間を皆様方から頂戴いたしますことに心からお礼を申し上げます。

またさらに申し上げますと、今回早稲田大学人間科学学術院の皆様たちの共催としてのお力添え、それから日本財団から助成を頂戴するということで、一歩を踏み出すことができました。また今日は来賓として、厚生労働省から橋本こども家庭局長、そして日本財団からは吉倉日本財団常務理事がご参加いただいております。今日は基調講演として、社会的養護専門委員会の報告の概要と、児童福祉法改正の展望。こういうテーマの下に、中野こども家庭局家庭福祉課長からご講演を頂戴することにしています。大変貴重なときでございますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、私は 2001 年の世界こども白書の宣言の一部を朗読させていただき、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。「こどもの権利の保障は、こどもの人生のスタート時点で開始されなければならない。この大事な時期にこどもたちのためにどのような選択をし、行動をするかがこどもの発展だけではなく、国の前進のために影響を与える。こどもの権利の行動を守るために、こども時代の 18 年間がすぎるのを無為に待つことはできない。責任ある政府が最大の優先的関心を払って、法や政策、

## 共同代表挨拶

プログラム、資金の面での決定を下すことに値する。にもかかわらず、こどもと国の双方にとって悲劇的なことに、この時期のこどもに対しては最も関心が払われてこなかった。社会的養護は最も関心が払われてこなかった。」そのように位置づけられているそのこどもに、最大の関心を払い、こどもの権利を守っていく。そのための論議をさらにさらに深め、実行性と法的な反映につなげてまいりたい。このように考えているところでございます。どうぞ 2 日間よろしくお願いいたします。

来賓挨拶

# 橋本　泰宏

（厚生労働省子ども家庭局長）

皆さんおはようございます。厚生労働省でこども家庭局長をしております橋本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。第 4 回 FLEC フォーラムの開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。今の潮谷先生からのお話にもありましたように、今年も新型コロナウイルス、このオミクロン株の感染拡大という大変厳しい状況の中で、ハイブリッド型の開催になったというふうにお聞きしております。こういう大変厳しい状況の中にも関わらず、主催者の皆様、そして参加者の皆様の熱意によって多くの方の参画を得て開催されますことを心からお喜び申し上げるとともに、敬意を表したいと思います。

さて、最近のこども関係の施策を振り返ってみますと、平成 27 年に子ども・子育て支援法が施行され、そのあとも平成 28 年、令和元年と法改正を重ねて、その中で児童福祉法の理念を明確化するとか、子育て世代包括支援センターや、こども家庭総合支援拠点の設置を進める、市町村や児童相談所の体制を強化する、社会的養育の質の向上を図る、そういった様々なことに取り組んだわけでございます。しかしながら、児童相談所の児童虐待相談対応件数が増加の一途をたどり、令和 2 年度の速報値では 20 万件を超えました。このことに端的に示されておりますように、こども、そして子育て支援ということをめぐりましては、今なお大変厳しい状況であり、多くの課題がある、そのように言わざるを得ない状況かと思っております

このため、昨年の 4 月以降、社会保障審議会児童部会の社会的養育専門委員会におきまして、大変精力的な議論を重ねてきていただいております。今回の FLEC フォーラムにも、この専門委員会の委員の皆様方が数多く参加されております。そして一部を除きまして、昨年暮れに報告書案を取りまとめていただいております。この中には非常に多くの中身が含まれているわけでございますけれども、例えば市区町村における身近な相談機能の整備、あるいはこの市町村における一体的相談機関の設置。そしてそういった機関において計画的、効果的に支援するためのサポートプランの作成。そして、訪問による生活支援など、いくつかの新たな事業を創設するということ。それからこどもの意見の聴取ですとか、あるいは意向表明支援の体制整備、そして権利擁護のための環境整備。こういったものを進めていく。さらには、社会的養育経験者の自立支援ということの充実を図る。一時保護を開始するときの判断に司法審査を導入する。数え上げればいっぱいあるわけですけれども、例えばこういった中身が盛り込まれているわけでございます。

非常に多くの論点がある中で、最後までなかなか一致点を見出すことができずにきたのが、こども家庭福祉の

## 来賓挨拶

現場で従事する方々の資格の問題でありました。これについては非常に長きに渡る議論が続いてきておりまして、社会的養育専門委員会においてなお結論が出ておりません。同時にこの問題については、与党自民党の厚生労働部会でも何度も議論が重ねられまして、昨日開催された部会で、「厚生労働部会　児童福祉法改正にあたっての取り決め」という表題の対応方針がとりまとめられました。その内容も含めて、このあと担当課長から報告があると思いますけれども、私どもとしては、この社会的養育専門委員会でのご議論、また今申し上げた自民党のほうでの対応方針、こういったものを踏まえて、現在開かれている通常国会に児童福祉法等の改正法案を提出することを目指して準備を進めてまいります。

また今回の報告書案に盛り込まれている事項につきましては、法改正に先立って予算事業をスタートさせるものも数多く含まれてございますので、令和 3 年度補正予算から順次実施に移してまいります。これらをより良い施策としていくために、今後とも引き続き関係する皆様からご意見をお伺いしながら、丁寧に進めてまいりたいと思つておりますので、よろしくお願いいたします。

また昨年 12 月 21 日には、いわゆる「こどもまんなか社会」というものを目指すために、こども家庭庁を、令和 5 年度のできるだけ早い時期に創設するということや、今後のこども政策の基本理念、それに基づく取組みにつきましての基本方針、こういったものを閣議決定いたしました。この関係におきましても、現在開かれている通常国会に、こども家庭庁設置法案と、それに伴う関係法令の整備法案を提出すべく、今準備を急いでいるところでございます。

こども家庭庁は、既にいろいろ報道されておりますけれども、こども政策に関する内閣としての司令塔機能ですとか、あるいは現在内閣府や文部科学省、厚生労働省で担っている、そこから移管される事務などを担う役所ということになります。厚生労働省の関係では、現在子ども家庭局が所掌する事務の大部分と、それから障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務、こういったものがこども家庭庁のほうに移管されるということになります。設置法案が成立したあかつきには、既にもともと今の組織の中で取り組んでいる様々な仕事をやりながら、なおかつ新しい組織への移行作業ということを進めていかなければなりません。さらに与党におきましては、こども基本法に関する党内論議もスタートいたしました。どのような理念を盛り込んでいくのか。こども政策の調査、勧告等を行う機関をどうするのか。既存のこども関係の基本法との関係をどう整理するのか。数え上げれば様々な検討課題があるものと承知しております。与党における議論が今後どのように進むのか、われわれとしてもしっかり注視をしながらいろいろ協力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上申し上げました通り、この先しばらくはこの社会的養育専門委員会や与党でのご議論を踏まえた児童福祉法の改正とその実施、こども家庭庁の創設という、この二つの大きなうねりの中で、また同時に保育所を初めとする各施設での新型コロナへの対応が待ったなしで求められている状況の中で、こどもが健やかに育つことができる社会づくりに向けた様々な施策を着実に進めていかなければなりません。率直に申し上げて、何年分もの仕事を一度にしなければならないような危機的状況に今ございまして、私ども子ども家庭局の職員一同ぼろぼろの状態にございます。しかしながら、厚生労働省としてはできる限り現場の皆様の期待に添えるように精一杯努力をしていきたいと考えております。

昨日から始まったこの第 4 回 FLEC フォーラム、明日まで中身の濃いセッションが目白押しというふうに伺っております。今回のフォーラムの熱い議論の中から、厳しい状況に置かれているこどもたちに何ができるのか、何をしていかなければいけないのか、そのことに関する様々なヒントが生まれ、それが現場の実践につながっていく。そんな有意義なフォーラムになるということを期待しております。以上をもちまして私からの挨拶とさせていただきます。本日は誠におめでとうございました。

## 来賓挨拶

吉倉　和宏

（公益財団法人日本財団常務理事）

日本財団常務理事の吉倉でございます。毎年このFLEC フォーラムにご招待をいただき、ご挨拶の機会を頂戴しております。心より御礼を申し上げます。このFLEC フォーラムはこどもの社会的養護に関わる様々な方々が、横断的な討議を行う場ということで、2018 年の第 1 回フォーラムの開催から毎年日本財団としてご支援をさせていただいております。個人、団体を含めた民間の立場も交えて、こういった議論ができるというのは大変貴重でございますし、かつ、日本に大いに不足している重要な場だと考えています。そういった意味で、今年予定されている児童福祉法の大幅改正、これに向けてFLEC から提言を出されたと伺っています。大いに意義のあることではないかと思っております。

日本財団ではこれまで里親、そして特別養子縁組の推進に向けて、固い意思をもって取り組んでまいりました。多くの方々に知っていただきたいという思いから、里親を増やすための、このフォスタリングマークをつけておりますが、こういったマークをこどもの家庭養育推進官民協議会と一緒に作り、普及啓発を行ってまいりました。このマークだけではなく、2018 年度からは普及の次の段階として、全国 10 カ所でフォスタリング機関の立ち上げ、これはモデル事業として助成してまいりました。このうち、多くの団体が自治体から受託を受けて活動を継続してくださっています。今後ほかの自治体でもフォスタリング機関を立ち上げる際には、大いに参考になると確信しています。先陣を切って、リスクをとってフォスタリング機関を立ち上げてくださいました 10 団体の方々、そして議会の理解を得て予算を確保していただきました自治体の方々には、心より敬意と感謝を申し上げたいと思います。

また、毎度のことですが、ニュースでも取り上げられる度に心が傷みます、こどもの虐待死が跡を絶ちません。この多くは、被害にあっているのは 0 歳児のこどもたちです。そのため、妊娠期から切れ目ない支援が何より大切だと言われています。財団では、妊娠 SOS 相談窓口と銘打ちまして、この実施者を募集しました。相談窓口の設置と、妊産婦の居場所の確保、これを呼びかけましたところ、16 団体が手を上げてくださり、当財団の支援によりまして、相談窓口や居場所だけではなく、研修により人材育成、ネットワーク会議による横の連携も図ってくださっております。

さらに本年度、2021 年度からは、いよいよ家庭養育という名の根を張る仕事としまして、三つの自治体と連携したモデルプロジェクトを開始いたしました。三つの自治体とは山梨県、大分県、そして福岡市になりますが、3 歳未満の里親委託率 75 パーセントの達成を 2025 年度末までにともに目指すべく、各自治体に 5 年間でそれぞれ 5 億円規模の助成を行い、集中的に事業展開をしているところです。厚労省が 2018 年にこの目標を掲げた際、官政革命とまで言われた政策目標ですが、これを達成させ、こどものためにあるべき姿に私たちはこだわっていきたいと思っています。

## 来賓挨拶

この自治体の中ではほかに例のない取組みも進めておられまして、例えば大分県では乳幼児をいつでも預かることのできる里親さんを確保する。そのための乳幼児短期緊急里親モデルといった事業も始めておられます。それぞれ結果は未定でございますが、ぜひともこのプロジェクトの行方にご注目いただければと思います。

さらにこれから先の話になりますけれども、こういったこどもにまつわる様々な課題は至るところで起きていて、ここに参加されている多くの皆様が個別に対応され、力尽きるまで孤軍奮闘を強いられているのではないかと想像しております。もっと根本的なところで、制度設計のお直しが必要ではないかと。そのために、こどもの権利条約に基づいたこども基本法の制定、これを目指したいと考えております。皆様ご承知の通り、日本には障害者基本法、男女共同参画社会基本法といった基本法と銘打つものが 40 を超えて存在しています。しかしこどもについては基本法がありません。

こどもは保護する対象であったり教育の対象であったり、あくまでも大人の制度設計。日本は身も心も大人社会になっている。ここが根本的にこどもを守れない根源になっているのではないかと考えています。大人や親の権利だけではなくて、こどもを中心に考えられる社会にしていくために、こども基本法をなんとか制度化しまして、理念、方針を規定する必要があると考えています。せっかく今回こども家庭庁の設置法案を議論するということでございますので、理念や方針を定める基本法案とセットで法案提出を期待したいと考えております。

私どもも民間の財団としまして、家庭養護の推進に向け、さらなる努力を進めてまいる所存です。ご出席の皆様もそれぞれのお立場から、引き続き家庭養護の推進に向けて、広く、深く、そして強く、優しく取組みの展開をお願いしたいと考えております。最後になりますが、本フォーラムの開催にあたりまして、多大なるご尽力をいただきました関係者の皆様に厚く御礼を申し上げますとともに、本日ご出席の皆様のますますのご健勝、ご発展、そして本フォーラムの成功を心より祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

基調講演

# 中野　孝浩

（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長）

改めまして、皆さんおはようございます。ただいまご紹介いただきました、厚生労働省で家庭福祉課長をしております中野と申します。本日は貴重な時間をいただきましてありがとうございます。新型コロナウイルス感染症は大変猛威を奮っているという状況の中でこのイベントを開催されますこと、関係者の皆様のご苦労は、大変だったことと思います。改めて皆様のご苦労に敬意を表したいと思います。

さて、冒頭私どもの局長のほうからもお話がありましたとおり、児童福祉法の見直し、その議論が今進められております。このフォーラムの開催にあたりまして、こうした議論の状況、行政説明ということで、パネルディスカッションの議論の素材となるようなお話をさせていただきたいと思います。11 時 45 分までお話をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

まず社会的養育をめぐる現状についてお話をしたいと思います。冒頭の来賓の皆様、あるいは主催者の皆様からのお話にもありましたとおり、家庭養育の推進、家庭支援、これが大きなテーマになってきたわけでございます。平成 28 年には児童福祉法の大改正が行われまして、家庭養育推進という大きな方針が法律に定められました。改めて復習をしておきますと、児童が心身ともに健やかに育成されるように、家庭に近い養育環境を進める方針が示されたわけでございます。これはよく里親というところがクローズアップされるわけでございますが、改めてこの図をご覧になっていただきますと、やはり実親の部分、こちらに書いてございますが、実親による養育というところも含めて当然家庭養育ですので、最優先になるということでございます。一方、現在の実情を申し上げますと、一つは核家族化が進み、また地域のつながりというのも希薄化しているとう状況の中で、この家庭をめぐる環境、非常に厳しい状況になっているということでございます。

そうした中、虐待相談対応件数がどんどん増えている、右肩上がりの状況です大まかに申し上げまして、20 万件虐待相談対応件数になっているという状況ですが、そのうち措置にいたる、つまり、里親とか施設入所にいたる件数は 4,300 件という状況でございます。つまり、20 万件と 4,300 件、この隙間のところ、ここは家庭にあるということですので、この家庭を支えるところが非常に重要になるわけでございます。

ただその家庭支援、いろんな支援の施策が講じられてきているのですが、必ずしも十分かというとそうではないという実情にございます。今回の見直しの大きな柱は、この「家庭支援」です。さらに家庭と同様の養育環境。これは里親さんへの支援というところが大きな課題になっておりまして、里親の皆さん、大変苦労されながら養育をされているわけですが、里親支援の体制、環境整備についても、必ずしも十分ではないという状況でございます。そのあたりの施策についても今回の児童福祉法改正の中で検討されているということでございます。合わせまして、施設の方々も大変苦労されておられるわけですが、施設につきましても、できる限り家庭に近いというところで小規模化、こちらを進めるという取組みを合わせて講じております。

まずその制度改正の話になる前に、そのあたり、今現

## 基調講演

状ですでに講じているところの予算措置等の施策について、説明をさせていただければと思います。今申し上げたように、家庭養育推進について、このあたり、法改正を待たずしてできること、つまりこれは法律改正をしないとできないということではなくて、予算事業というかたちで進めるべきはどんどん進めていかないといけないということでございます。そこで、特に令和 3 年度からいろんな取組みを「予算事業」という形で進めてきているわけでございます。

一つは、施設の多機能化ということでございまして、施設機能を、これは何も入所者に対する支援、当然これは重要な役割であるわけでございますが、施設に入っておられる方に対する支援だけではなくて、その施設の専門性を地域に展開する、施設の皆さんは非常に専門性を持っていらっしゃるスタッフの方がたくさんいらっしゃるわけですが、そうしたその施設機能を地域に展開するということです。例えば心理療法担当職員、これは里親さんとか、あるいはファミリーホーム、小規模な事業所でなかなか心理的ケアが受けられにくい、自ら自前でそうした心理療法担当職員、専門性のある職員を確保するのはなかなか難しい、そういう実態にございます。そこで、施設に心理療法担当職員を配置して、その方が地域をめぐって支援する。こうした施設機能の地域展開という事業をスタートさせています。これは具体的には措置費というかたちで令和 3 年度から実施をしておりまして、これはすでに「義務的経費」でございます。できるだけこうした事業をどんどん広げていきたいと思っている次第でございます。

すでに実施している予算事業のもう一つの例が、「親子支援事業」です。次の制度改正の大きな課題の一つでもあるのですが、家庭に子どもを帰すときの親子関係づくり、これをしっかり支援をしないといけない。これは大きな課題でございます。こうした中、例えば乳児院とか児童養護施設、そちらの専門性の高い職員の方の力をお借りして、例えばペアレントトレーニングを行う、あるいは、親子一緒にこどもの発達に応じた育児の方法、養育の方法、これを学習していただく。あるいはその相談に応じて親子支援事業というかたちで実施をする。これは地域の乳児院、それから児童養護施設、ここに支援が必要な家庭の方、親子で通っていただく、あるいは泊まっていただくというかたちで施設の機能を地域展開すると。この事業も今年度、令和 3 年度からスタートさせているものでございます。

こういうふうに、施設機能を地域展開するというような事業、これは具体的に、例えばこちらは、ファミリーソーシャルワーカーを施設に配置して、家庭支援というかたちで展開する事業でございますが、始められるものについては既に始めているということでございます。ちなみにこの施設機能の地域展開、これは次の制度改正でも非常に重要になる考え方でございまして、施設か里親と二元論的に考えるものではなくて、施設機能をできるだけ地域展開していく。この図に記載されているのは新しい家庭支援の事業で、今回の法改正で導入を検討しているものでございますが、その「受け皿」「担い手」としても、専門性の高い、こうした児童養護とか乳児院とか、あるいは母子生活支援施設、こうした施設の方々が期待されているわけでございます。施設機能の地域展開というところを次の制度改正の「受け皿」としても期待しているわけでございますが、制度改正を待たずしてこうした予算事業というかたちで既にスタートさせているというところで、ぜひこうした事業の活用について、これから多くの皆様に御検討いただければと思っている次第です。

ちなみにそれ以外の、里親委託の推進のための施策について、これも昨年のフォーラムでもお話をさせていただいたのですが、これは里親委託を推進するために、一つは包括的な里親委託支援体制の構築というところで、里親委託の推進プランを作っていただく。これは都道府県等の自治体のほうにこの里親委託率の推進を図るという計画を作っていただいた場合については、国の補助率について引き上げをするというインセンティブを与えるということでございます。　なかなかこのフォスタリング事業、広がらないというところが課題として指摘されてきたわけでございますが、その背景としまして、自治体サイドとしてはなかなか財源が確保できないという問題点が指摘されてきました。そこで国のほうとしては、里親委託推進、これを熱心に取り組む、家庭養育を進めたいという熱意を示した自治体に対してはしっかり支援

するという観点でこうした計画を作った自治体に対して、国庫補助率を引き上げるという事業を、これも令和 3 年度から実施しているということでございます。令和 3 年度から令和 6 年度まで、この 5 カ年を里親委託推進の集中取組期間というふうに位置づけているところでございまして、この間、この計画を作っていただいた自治体に対して里親委託を集中的に推進するという取組みを実施してございます。

ちなみに具体的に里親委託推進計画に手を上げていただいた自治体は、ここに書いています通り 35 自治体でございます。この自治体数、もう少し増やしていきたいと思っています。要件としましては、これは国のほうで示しておりますが、特に里親委託を進める必要性が高い 3 歳未満児に対する委託率を国の基準通り 75 パーセントにする、あるいは、足元の数値よりも 3 倍以上増やすという計画を立てることとしていますが、こうした取組み、さらにしっかり進めていきたいと思います。

里親さんの委託をしたとしても、そこに対する支援体制とセットでなければなかなか上手く回らないということだと思います。フォスタリング機関というのが非常に重要な役割を果たすわけでございます。里親さんと、いわば相棒関係というか、ペアになってフォスタリング機関が一緒に支える、こどもを真ん中に置いて、フォスタリング機関と里親さんが一緒になって里子さんを支える。そういう体制づくりが重要なわけでして、そうした意味で、こうした里親支援機関に対する補助の充実、これをしっかり努めていきたいと思いますし、のちほどお話をします次の制度改正でも、ここについては強化をしたいというふうに考えています。里親支援機関につきまして、これは法律に位置付けた「事業」というかたちで、具体的に事業化をすると。今のフォスタリング事業は児相の機能というかたちで位置づけられているわけでございますが、そこを新たな「事業」として、できれば第二種社会福祉事業というかたちで明確に児童福祉法に位置づけるという方向でしっかり検討してまいりたいというふうに思っています。

ちなみにこの資料は、フォスタリング機能を書いています。来年度予算、まさに今予算委員会、国会で議論されているところでございますが、このリクルートから委託の支援にいたるまで一連の支援、これを予算事業でやっているところでございますが、特に委託後の支援、ここについて来年度予算でもさらに強化をするという中身を盛り込んでございます。かいつまんで説明をしますと、フォスタリング機関、これがお子さんを預かる事業です。二つ目のところに書いてございますが、このレスパイトの機能というところのニーズが非常に高いわけでございます。この FLEC フォーラムの主催の藤井さんのほうからも夜中に困ったケースがあったとき、なかなか児相とは連絡がつながらないと。特に、里親さんが疲れてしまったときどうするかという、そのあたりのニーズが非常に高いわけでございます。そうしたその声に応えるためにこのレスパイトの事業、これをフォスタリング機関の事業として補助対象に加えるという見直しを行いました。

また新人の里親さんに対する支援。これも経験豊富なベテランの里親さんがお互いに支援をするというような事業です。これも来年度からスタートするかたちにしてございます。里親さんのノウハウ、これをお互いに生かし合うというかたちで、例えば新しく登録した里親さんのところにベテランの里親さんが派遣されると。逆にベテランの里親さんのところに新人の里親さんがお邪魔をするというようなかたちで、里親さんの支援のノウハウを学ぶという取組みです。これは相談に応じたり、悩みに応じたりというかたちで、里親さんがバーンアウトしないような支援、こうした支援も里親支援事業の中に取り込むということでございます。

ちなみに、次の資料は、なかなか手を上げてくれる自治体は少ないのですが、自治体負担なしで、「提案型事業」というものも今実施できるようになっています。こうした事業、もちろん、施設の方も担い手になっていただけると思うのですが、いろんな工夫をこらして、例えば今フォスタリング事業では、市町村が必ずしも役割は位置づけられていないのですが、市町村と上手く連携した支援とか、そういったところも含めてこうした自治体提案型のモデル事業、これは既定の国庫補助の対象にならないところも含めて、自由に企画ができるという事業ですので、各地の皆さんの提案型で募集をしているところでございます。自治体負担ございませんので、ぜひ積極的に地域のほうからご提案いただければと思っていま

す。昨年度から始まっているのですが、なかなか提案いただけない状況ですが、まだまだ募集中でございます。

次の課題でございますが、ケアリーバーについてです。施設の退所者の支援も大きな課題でございまして、来年度予算からアフターケアの支援ということで、支援コーディネーターの配置のところをご覧ください。アフターケアの事業、これは補助事業でなかなか実施をしてもらえないというところが大きな課題になっているわけですが、大きな自治体でも都道府県ごとに 1 カ所という縛りが今まであったわけですが、そこを緩和しまして、例えば大阪とか東京とか大きいところを含めまして、児相単位で設置をすることができる、というかたちに緩和をすることとしました。このように、それぞれ課題に応じたようなかたちで、予算事業というかたちで支援の取組み、足元からできることをぜひ実施をしていただきたいという思いも込めまして、予算事業の中でケアリーバー支援の拡充措置を盛り込んでいるというところでございます。

さて、次に、児童福祉法の改正でございます。もちろん予算事業でやれることはやれるのですが、やはり制度改正が必要である、制度の中にしっかり位置づけないとできないということはございます。そこで、社会的養育専門委員会で今議論されている中身の方向性についてお話したいと思います。社会的養育専門委員会、冒頭の局長のご挨拶の中にも触れられましたが、昨年の 12 月、中身について概ね合意を得たという状況でございます。1 カ所、いわゆる「資格」のところだけについては取り残しというかたちになっていまして、局長の話でも若干触れられましたが、昨日、これは自由民主党の部会の中で方向性の提示がなされているという状況でございます。自民党の提言を踏まえまして、その後与党の手続きを経て、通常で言いますと 3 月中に閣議決定を経て法案になるというプロセスを経るわけでございますが、その中で、いわゆる「資格」については現任者の質向上というところについて今回は盛り込むという方向性が示されまして、そうした現任者の仕組みを導入後の資格のあり方については継続検討というかたちになっているところでございます。

そうした社会的養育専門委員会、昨年から精力的に議論が進められてまいりまして、山縣先生はじめ、今日のフォーラムの参加者の皆様にも大変なご尽力をいただきまして、大きな方向性が取りまとめられ、今まさに法案化の作業を急ピッチで進めている状況でございます。背景を振り返りますと、一つは冒頭家庭支援の話をさせていただきましたが、子育て家庭の孤立という問題がありまして、多くのお母様はやはり御縁のないところで子育てをしているという状況の中で、困ったときに子どもを預かってくれる人もいないという方が約 6 割、そんな状況であります。さらに悩みを共有する人もいないということで、お父さんお母さんが子育てに悩んでいながら誰にも相談ができないというような、そんな状況が見られるわけでして、そうした状況の中、虐待相談対応件数、冒頭申し上げた通り非常に増えているというところでございます。

虐待相談対応件数が増えている背景ですが、家庭が悩みを持っていながらどこにも相談できない。核家族になって、家庭の中でも頼れる人がいませんし、地域の中でも、昔であれば地域の中で子育て世帯はたくさんあって、誰かにこどもを預かってもらえる、あるいは悩みを打ち明ける。そういう関係が近所の中にあったわけですが、今はそういうわけにもいかないと。下手すればこどもが泣き出したら近所から逆に文句を言われてしまうという、さらにストレスを溜めるような、そういう厳しい状況にあるということでございます。

そうした中、0 歳児の虐待、これは先程日本財団さんのお話の中にも触れられていましたが、そこが非常に大きいと。その背景の中には、就園していただければ、いろんなつながりができるわけでございますが、未就園児、これは特に 0 から 2 歳のこどもさんの場合については、約 6 割が未就園という数字が出てございますが、このあたりの支援をどういうふうにするかというところが一つ課題になるわけです。それで、ハイリスクのお子さんを見つける一つの手立てで、検診が一つの大きな柱になります。新生児や 1 歳 6 カ月、それから 3 歳児、ポピュレーションアプローチということで幅広く全てのこどもを対象にこうした検診が行われているというところで、ここで支援の必要性が把握されたという家庭に対しては、養育支援訪問というかたちでフォローがされるというかたちになってございます。ただ一つ、これは、いわば

## 基調講演

「点」による把握に留まっているというところで、継続的にリスクの把握をするというような手法は必ずしも十分ではない。さらに養育支援訪問だけで本当に支援が十分なのかというところが見て取れるわけでございます。

具体的なその支援の中身を見てみたところ、一時預かりとかショートステイ、それから養育支援訪問、いろいろございますが、要支援児童、支援が必要な児童一人あたりというかたちでデータを見ますと、例えばショートステイですと、要支援家庭についてでは、年間 0.5 日。それから養育支援訪問ですと、年間約 1 件。さらにもう少し幅を広げまして、先程申し上げたとおり、未就園、どこともつながらないことが結構リスクが高い未就園のこどもさん一人あたりというかたちで見ますと、一時預かりですと年間 3 日間、ショートステイですとなんと年間 0.05 日という、非常に心もとない状況ということでございます。つまり子育て支援、こうしたサービスの中身というところが本当に十分なのかどうかというところが課題になっているわけです。把握の問題、点の把握にすぎないというかたちになっているところと、それから仮にリスクが高い、支援が必要だということを把握できたとして、必要な支援サービスが十分かというと、必ずしも十分ではないという状況が見て取れるわけです。

その結果として、例えばリスクの高い家庭の一例として、ヤングケアラー、こどもでありながらこどもらしい生活ができない。例えば宿題、勉強もできない、寝る時間さえ十分とれないというようなお子さんが中にはいらっしゃるわけです。こうしたヤングケアラーという課題も一つの社会現象といった形で発生しておりますし、究極的には自殺といった問題があるのですが、この自殺の背景を見てみますと、一番多いのは健康問題なのですが、健康問題と並んで自殺の背景としては家庭問題があり、その家庭問題の中身をさらに分析しますと、親との関係の不和、それから家族関係が難しい、それから逆に家族から叱責をされる、怒られる。この三つが多くを占めるということでありまして、やはり家庭に対する支援、特に親子関係を上手く形成する支援をしていくというあたりの課題が大きいことも見て取れるわけでございます。

結果的に、先程家庭復帰の話をしました。20 万件の虐待相談対応件数があって、実際措置にいたるのは 5,000 件を割り込んでいる 4 千数百件という状況です。その隙間のところは家庭にいるわけですが、措置がなされないケース、それから措置をしたあと家庭復帰するケース、いろいろあるのですが、措置をしたあと家庭復帰をしたケースを見てみますと、翌々年度の 11 月、ですから 1 年ちょっと経った時点で再措置、ないし一時保護というかたちになっているケースが 13.2 パーセントです。結構な割合の数が家庭復帰後もさらに問題を起こして再措置というかたちになっているというところがこのデータから見えてくるわけですが、このあたりから家庭に対する具体的な支援のニーズがあることもわかるわけでございます。

そこで今回の児童福祉法改正、大きなポイントを申し上げますと、まず身近なところでしっかり把握できるように、把握、マネージメント機能の強化ということで、身近な相談機関を作りましょう、それからその支援内容、具体的な支援の中身、ここを充実させる。これも待ちの姿勢だけではなくて、リスクが高くてサービスを使ってくれないという方に対しては、むしろ市町村の側から行政の側から利用勧奨をすると。利用勧奨しても使ってくれない場合については「措置」というかたちで、利用を働きかけると。そうした権限を市区町村のところに設けるというような、そういう制度改正を実施するということを予定してございます。

さらに「児相の機能を強化」するというところで、支援体制の強化をいくつか書いてございますが、里親支援機関、フォスタリング機関、これについて位置づけを強化する、今はフォスタリング事業は県の事業というかたちで、県の事業を民間に委託するというかたちになっているのですが、こうした里親支援事業を民間事業としてしっかり法定化する、これは「児童福祉施設化」というふうに書いていますが、いわゆる児家センのように、児童福祉法に明確に規定された事業として、里親支援機関、フォスタリング機能を位置付ける、民間事業者が実施する事業として、可能であれば第 2 種社会福祉事業にする方向で検討中ですが、そうした具体的な事業というかたちで位置づけることを予定しています。

さらに「一時保護開始時の司法審査の導入」。司法審査は現行、2 カ月超えの場合は既に導入されているわ

けですが、開始のところについては宿題になってございました。開始時についても司法審査を導入する方向で検討しています。さらに 3 つ目のところですが、こどもを中心として考える社会的養育の質向上。これは潮谷先生のほうからも冒頭お話がございましたが、こどもの意見・意向聴取などについてです。権利擁護の観点から、これはもう相澤先生が長年ずっと取り組んでこられたことでもありますが、こどもの権利擁護について、意向表明支援の体制整備、都道府県の役割というふうに位置づけること。さらに都道府県ごとに権利擁護機関を位置づけるというかたちにしたいと思っています。

さらにケアリーバー、それからリービングケアの支援も充実させるというかたちにしたいと思っています。

もう少し具体的に見たいと思います。かかりつけの相談機関。これは真ん中のところに一体的な相談機関というふうに書いてございますが、ニーズを把握するという観点で見たとき、これは役所の相談窓口のように「看板」を掲げたところで、「待ち」の姿勢ではなかなか支援が必要な方々が来てくれるわけではありません。皆さんご案内の通りだと思うのですが、より関係性が深いようなところ、普段から通いやすいところ、そうした「場」でこそ相談のニーズが把握できる。そこで、例えば保育所などにかかりつけの相談機関という機能を持たせるというかたちにしたいと思います。その上で、地域全体を目配せするマネージメント機能、拠点機能を創設し、本当に支援が必要な人を把握した場合については、ニーズを把握し、評価し、具体的にこういった支援をしていきましょうという「サポートプラン」という計画づくりをし、支援サービスにつなげる。そうした総合相談機関、そこを位置づけるということでございます。

市区町村のこども総合支援拠点、福祉の拠点、これは 28 年改正でできたもので、それから保健の拠点として、いわゆるネウボラと言われている、子育て世帯包括支援センター。この二つ、福祉と保健が必ずしも十分連携できないまま並立をしているという状況でございますが、そこを一体化、機能するように一体化するという取組みをしたいと思っています。全ての妊産婦、子育て世帯、そうしたところを一体的に相談、支援できる。また、「地域づくり」もできる、民間資源の創出もするという取組み。このあたりを市町村の機能として法律の中に位置づけるかたちにしたいと思っています。その上で、支援が必要な方に対しては計画をしっかり作る、サポートプランを作るというかたちで、支援がしっかりマネージメントされるような体制づくり、そこを進めていきたいと思います。

次に、具体的にそうしたマネージメントをしても支援につながらなければ意味がないということでございまして、具体的な家庭支援のサービスメニュー、そこも位置づけるということにしています。一つは、訪問です。家庭に訪問して支援をする。それから預かりの支援です。短期入所支援、これはもともとあるわけですが、使いやすいように拡充をするということでございます。それから通所、居場所づくりです。学校とか家とかに居場所がないお子さんが、これは問題になってくるわけです。孤立した状況にあるお子さんに対して、地域の中でしっかり居場所を作る。育成支援拠点事業、居場所づくり。こども食堂みたいなものもだいぶ普及してきてはいるのですが、児童福祉法の中で、支援の中身をしっかり強化したような、そうした居場所を位置づける。

さらに先程申し上げた通り、具体的に親子間の関係づくり、このあたりも課題になるわけです。親子関係の形成支援、これも市町村の事業というかたちで位置づけるということでございます。なおこれとは別に都道府県事業として親子関係の再構築について位置付けていますが、こちらは、結構ハードなケースについてであり、そこに対する支援は別途作るということでありまして、市町村の事業というかたちでは、もう少しよりリスクの相対的に低いケース、そこに対する支援の事業というかたちで位置づけるということにしています。こうした市町村の事業に位置づけるということで、単に市町村の事業とするだけではなくて、法定化し、市町村の計画的な整備を図るために、これは子ども子育て交付金の対象にするというかたちで財政的な位置づけも合わせて実施をするという方向で今検討しているところでございます。

さらに「支援の必要性が高い人に対する支援」というところで、一つは里親支援機関。これは後ほどお話したいと思います。こどもに対する支援というところで、フォスタリング機関の法定化、義務的経費化。さらにケ

アリーバーに対する支援。保護者に対する支援については、親子関係再統合の事業。これは県の事業として、先程の市町村の事業とは別にしっかり位置づけるということでございます。妊婦への支援としては、産前・産後の支援、これは非常にニーズが高いわけです。予期せぬ妊娠をしたハイリスクの妊婦さんに対する妊娠期から、出産支援、さらには、出産後、自分で育てる場合については子育て支援につなげるし、さらに自分で育てられないとなった場合については、社会的養育のほうにつないでいく。そうした一連の支援も合わせて実施をするということでございます。

「一時保護の司法審査」、2 カ月超えは今でも法定化されているわけですが、開始時については宿題になっておりました。そこで一時保護の開始の際に、裁判官が一時保護状で審査をする。一時保護開始のときから、これを事前審査にすると、本当に重要なケースでの保護を逃す可能性がありますので、1 週間以内、これは実務的に対応可能というところを議論した上で、一時保護開始から 1 週間以内に裁判官の保護状をとるというような、そういう手続きを導入することにしたということでございます。

次に「権利擁護」、これも県の業務というかたちで、こうした権利擁護の体制整備に努めるという措置を今回法律上位置づけるということにしています。また一時保護とか、あるいは施設入所、里親委託、こうした措置にあたる場合、措置の解除の場合も含めてですが、しっかりこどもの意向を聞くというところも法律上に位置づける。さらには、そうしたこどもの意向を聞くというだけではなくて、意向表明を、これは支援をしないとこどもの場合については、当然意向表明はできないわけですので、そうした意向表明をサポートする意向表明支援事業、これを法律の中に位置づけるとともに、意向表明支援員、そうしたサポートをするサポーターの役割の配置も位置づける。これは外部委託も含めて都道府県が考えていただくということですので、こうしたアドボケイトの体制整備もしっかりするというかたちで検討していることでございます。

次に、ケアリーバー支援についてです。これは今、補助事業というかたちで、一定の条件の下、22 歳まで児童養護施設に入ったとしても支援ができる形になっています。一方で、義務的経費としては、自立援助ホームについては 22 歳まで支援ができるというかたちになっているのですが、逆に言うと、自立援助ホームに入った場合しか 22 歳まで支援ができない。また、仮に自立援助ホームに入ったとしても 22 歳で切れてしまうわけです。これは補助事業の場合でも同じです。そこで二つ見直しを考えたいと思っていまして、一つは、児童自立生活援助事業。これは義務的経費の事業ですが、今は自立援助ホームだけで実施しているところを、対象をほかの措置のところにも広げるというところでして、例えば児童養護施設、それから里親さんに委託された場合についても同じく義務的経費というかたちで延長できる形にする。また、22 歳という一律の上限についても柔軟化する。義務的経費の対象を広げ、かつ、それから年齢要件も撤廃するというかたちですので、二つ見直しをしたいというふうに思っています。

２２歳の上限をいつまで延長するかですが、年齢ではなく、こどもの置かれている状況、それから本人の意向、それから関係機関との関係で判断することになるということです。これはリービングケアの観点で言うと、次の支援に上手くつながっているかどうかというところが非常に重要となりますので、この支援の見通しもないまま追い出すということがないようなかたちにするということでございます。いずれにしてもこうしたかたちでリービングケア、施設からの自立の支援というものをしっかりする措置を講じる。さらに、アフターケアについては、通所型で、施設等を卒業した方が通うような拠点についても法定化する。これは義務的経費というわけではないのですが、法定事業というかたちでアフターケアの事業、拠点事業もしっかり法律に位置づけをするというかたちにしてございます。これは来年度の予算事業で各県に、各地域の中でケアリーバーに対するニーズ調査、それをしっかりしていただく事業を位置づけています。

これは予算事業なので、しっかり働きかけをしていきたいと思っているのですが、県のほうがケアリーバーに対する支援ニーズ、そこをしっかり把握していただく。その上でアフターケアの事業をそれぞれの地域の実情に応じて整備をいていただくというところが重要になるわ

## 基調講演

けです。そうしたアフターケアの事業についても「拠点事業」というかたちで法律に位置づけますし、先程申し上げた通りリービングケア、施設あるいは里親、措置から旅立ちをするというところに対しても、22 歳で一律に切るということではなくて、２２歳という一律の年齢上限も撤廃いたしますし、また義務的経費ところで、自立援助ホーム以外のところ、児童養護に入っている方についてもサポートをするというような見直しをするということでございます。

在宅の関係は先程お話をしましたので、時間の関係もあるので説明を省略したいと思います。この資料は、ショートステイです。もともとは何らか家庭にニーズがあったときに、お子さんについて預かるというものだったんですが、これは右側の見直しのところの②と③をご覧になっていただければと思うんですが、子どもと親を一緒に入れる事業です。あるいはお子さん自身が、居場所がないんだというかたちで入るような事業。そうした事業を今回のショートステイに入れる。さらにこのショートステイ、数が足りないというところが問題ですので、専用の居室、それから専用の人員、ここを作るということです。さらに今施設の空室を使うというかたちが多いわけですが、こうした児家センとか保育所にも担い手になっていただいて供給を増やすというかたちに持っていきたいというふうに思います。

それから訪問型の支援を作るというふうに申し上げましたが、これはいくつかの例をお示ししています。浜松の例、それからアンジュ・ママさん、豊後高田、大分県の例を書いています。このサービスの中身として、養育支援訪問は今まであったのですが、養育支援訪問はどちらかというと指導の中身でした。今後ニーズがあるのは、具体的な家庭での困り事を減らすということだと思います。そこで必要となるのは家事支援、それから育児支援です。こうした中身、家事支援、育児支援の中身の訪問サービスというのを新たに市町村の事業として作っていくというところが重要で、そうした家庭の課題を解決するのにつながるような支援サービスを作っていきたいということでございます。妊産婦支援は先程申し上げましたので省略をしたいと思います。

在宅指導措置について、これも前回の FLEC フォーラムの中で強く議論がされた部分ですが、やはり在宅に返すとき、先程一時保護にいたらずに返す、あるいは一時保護から在宅に返すケース、もちろん施設から帰るケースもあると思うんですが、在宅に返すとき、何もなく返すのではなくて、「在宅指導措置」というかたちで一定の条件をつけて、しっかり観察をする、あるいは、支援をしながら安全なかたちで在宅に返すというところが重要になるわけです。そういう意味で在宅指導措置、これは現状でもあるわけですが、在宅指導措置の対応の中身というところが非常に重要になってくるということでございます。

今そうした在宅に対する支援は、児相も大変忙しいので、必ずしも十分やりきれるわけではないと言われています。そこで、この FLEC フォーラムでも議論になった児家セン委託。これは補助金でやっているので、なかなか十分に自治体のほうから支援の費用が支弁されない、だから十分な支援ができないという課題が言われてきました。そこで指導措置について、これも措置ですから、本来であれば義務的経費で見るべきだというような議論がなされてきましたので、在宅指導措置の費用についても、「義務的経費」化する方向で今検討しているということでございます。そういう意味で、在宅指導措置というかたちで家に帰して、家庭に帰したあともしっかりした支援とセットで家庭に帰すことができる、というところが保障されるようになるわけです。そうした方向で、これからこの在宅指導措置、具体的な中身について考えていきたいと思います。

フォスタリング事業、これは先程も若干口頭で申し上げましたが、これはチームで養育をするという観点で見たとき、施設の場合は当然ながら複数の支援者で、指導員の方で、チームで支援をするかたちになっているわけです。一方で、里親さんの場合については、構造的に 1 人というか、家庭のところでやらないといけないので、何かあったとき頼れる先が十分ではないというところも課題になるわけです。でもそれは本来チームで支援する、施設との関係で見ると、若干おかしいという議論もあると思います。そこで、フォスタリング機関と里親さん、その両者がチームで支援をできるという観点で、フォスタリング機関もこうした養育の担い手なのだと。そこで、

## 基調講演

「児童福祉施設」と言うと若干誤解があると思うのですが、フォスタリング事業を児童福祉法上の「事業」として明確に位置づけをする。その裏打ちとして義務的経費で保障すると、簡単に言うとそういうことになります。

委託に必要な手当が確実になされるように、都道府県の支弁、それから国の負担というかたちで法律上に位置づける。チームでちゃんと支援ができる、それからこれは FLEC フォーラムでも藤井さんがよく主張されていましたけれども、夜中に何か支援を得たいときでもなかなか児相に電話でつながらない。そういうことがないように、今後はフォスタリング機関をしっかりした第 2 種社会福祉事業というかたちに位置づけ、民間の担い手を作る。その民間の担い手というのは NPO もあるかもしれませんし、それから児童養護とか、乳児院とか、そうした施設の多機能化の一環として担い手になっていただくこともあるかもしれない。そういうかたちで、しっかり里親支援機関を、「里親支援センター（仮称）」と書いていますが、今のフォスタリング機関をさらに強化する。その前提で、裏打ちとして、財源措置というところも義務的経費で裏打ちをするという方向でいま検討を進めているということでございます。

いろいろ諸々の家庭養育、それからフォスタリング機関も含めてですが、担い手としては、やはり施設が大きく期待されるわけです。これは専門性を持っておられるわけでありますので、そうしたこどもへの支援の専門性というところを地域展開していただくというところを大いに期待されているわけでして、このあたり、今後施設団体の皆様も含めて、しっかり意見交換をし、検討をさせていただきたい。社会的養育専門委員会においても、速やかに検討をするという話を言われていまして、さらにその先にはケアニーズに応じた支援、これをしっかりしていくというところも含めて、中長期的な話、それから足元の話、それから今回の制度改正で新たに位置づけられた事業の実施と、この三つの観点でしっかりと、施設の皆様とも連携しながら、検討していきたいというふうに思っています。

次に、その裏打ちとなる社会的養育推進計画、これもサービスの整備というところも視野に入れた上での計画というかたちにしっかり見直しをしていきたいと思います。各県がいろいろな新しいサービス、今回提言したサービスも含め、地域のニーズを踏まえ、地域に暮らしている方々のニーズを踏まえて、これぐらいのサービス量が必要なのだというところを考えられる、そして具体的な整備量というところも含めた目標を定める。そうした計画に見直すということで、必要な支援サービス、これが全国遍く受けられるようなかたちで計画の見直しを検討していくというところが大きな課題になっているわけです。社会的養育推進計画は、これは今どちらかというと里親委託率というところにフォーカスされているわけですが、もちろん里親委託推進も重要なのですが、その実施の手段として多様な支援サービスの整備、このあたりも視野に入れた体制整備のための取組みもしっかり強化していきたいと思います。

なお、今日申し上げたような家庭支援の事業、これは法律改正を待たずして、実は補正予算で安心子ども基金に積んで都道府県に用意をしています。冒頭、局長のほうからもお話がありましたが、こうした家庭支援の訪問等のサービスだけじゃなく、いろいろなご紹介したサービス、これを既に予算で用意をしています。602 億円、安心こども基金に計上して積んでいる状況ですので、制度改正を待たずして進めていきたいと思っています。

最後、支援を必要とするこどもたちのために、というところでいくつか書かせていただきました。これは言うまでもないのですが、こどもの利益優先ということで、家庭養育のあり方をしっかり考えていく必要があるというふうに考えています。その際に、地域連携というところがこれからのキーになるだろうと思います。家庭支援の強化を図るために、いろんなところが連携をする。例えば、保育所というのは、保育で預かってくれる本来の事業というかたちだけではなくて、例えば身近な子育ての支援拠点というかたちで活用されることも期待されるわけです。現に石川県ではマイ保育園みたいなかたちでそういう地域ニーズに応じた活用がなされているわけです。ある意味、「脱自己完結」というかたちで、施設も施設入所者だけではなくて、施設の専門性を地域展開する。里親さんも里親さんでいろいろなかたちで、例えばショートステイの担い手になっていただく。こうした地域の様々な主体が「脱自己完結」というかたちで連携を

## 基調講演

してつながっていく、そういう地域づくりが必要になってくるのではないでしょうか。今、制度改正でご紹介した様々な機能もそういう視点でご活用を検討していただければと思っています。

次の制度改正に向けて、ということですが、制度改正を待つまでもなく、今できることはたくさんあると思います。具体的には予算事業でいろいろ積ませていただいています。冒頭ご説明しました措置費の話もいろいろ家庭支援というかたちで使えるものがあるわけです。その先に連続するようなかたちで制度改正があるということで、制度改正はその前の予算事業等と非連続的に切れているのではなくて、上手く連続させて、今できることをその先に制度改正を見据えて何ができるかというところを、自治体や地域の関係者、当事者のみなさん、それから地域の支援の担い手の皆さんと上手く連携して、もちろん国のほうもしっかり連携して、皆さんと目的を共有して考えていきたいと思います。

今日のフォーラムも、このあとパネルディスカッション等がありますが、こうした考え方をぜひ私どものほうもしっかり勉強させていただいて、次につなげていくというような取組みをしたいと思っております。5 分ほど延長してしまいましたが、とりあえず今日の午後の議論につなげるというかたちで話題提供をこれで終えさせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

# 児童福祉法見直しに向けて

## ～ 社会的養育専門委員会における議論の状況等～

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
中野　孝浩

令和４年１月29日（土）

# １．社会的養育をめぐる現状

1

## 家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）児童福祉法】

**課題**
- ○ 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
- ○ しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
- ○ このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

**改正法による対応**

○ 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。

①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。

※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

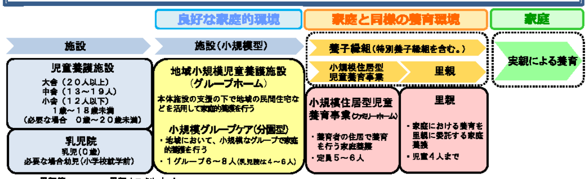


里親等委託率 ＝ 里親＋ファミリーホーム ／ 養護＋乳児＋里親＋ファミリーホーム　　令和2年3月末　21.5%

2

## 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成１１年度に比べ、令和元年度には約１６．７倍に増加。

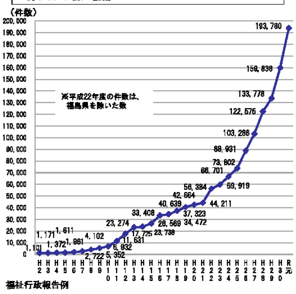


福祉行政報告例

○ 里親に委託されている子どものうち約４割、乳児院に入所している子どものうち約４割、児童養護施設に入所している子どものうち約６．５割は、虐待を受けている。

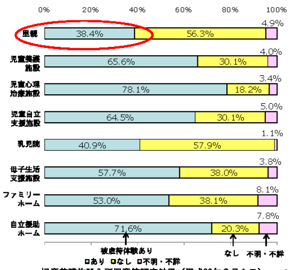


児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年２月１日）

3

## 児童虐待相談対応の内訳

○ 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数（205,044件）のうち、一時保護がされるのが約13%（13.4%）、施設入所等の措置をされるのが約２％（2.1%）である。

相談対応件数 205,044件※1
一時保護　27,390件※2
施設入所等　4,348件※3、4

※それぞれ別個の集計結果のため、「施設入所等」は「一時保護」の内数ではない。

内訳

| 児童養護施設 2,274件 | | | | 乳児院 663件 | | | | 里親委託等 656件 | | | | その他施設 755件 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
| 2,563件 | 2,456件 | 2,580件 | 2,697件 | 679件 | 643件 | 728件 | 713件 | 282件 | 312件 | 389件 | 439件 | 638件 | 620件 | 739件 | 650件 |
| 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| 2,597件 | 2,571件 | 2,695件 | 2,536件 | 747件 | 716件 | 785件 | 763件 | 428件 | 390件 | 537件 | 464件 | 723件 | 769件 | 778件 | 817件 |
| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
| 2,651件 | 2,396件 | 2,441件 | 2,595件 | 773件 | 800件 | 736件 | 850件 | 568件 | 593件 | 651件 | 735件 | 853件 | 790件 | 813件 | 849件 |

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

※１　児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（延べ件数）
※２　児童虐待を要因として一時保護したが、令和２年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）
※３　児童虐待を要因として、令和２年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）
※４　令和２年度　児童虐待以外も含む施設入所等件数　8,982件
【出典：福祉行政報告例】

4

## 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、全体的に障害等のある児童が増加しており、里親においては２４．９％、児童養護施設においては３６．７％が、障害等ありとなっている。

○社会的養護を必要とする児童のうち、障害等のある児童の割合

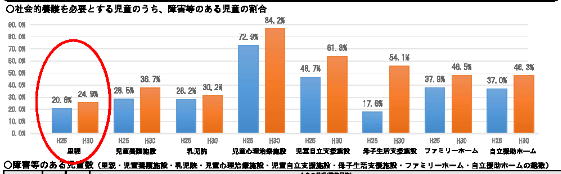


○障害等のある児童数（里親・児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・ファミリーホーム・自立援助ホームの総数）

| | 総数 | 障害あり | 心身の状況（重複回答） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 身体虚弱 | 肢体不自由 | 重度心身障害 | 視聴覚障害 | 視覚障害 | 聴覚障害 | 言語障害 | 知的障害 | てんかん | 外傷後ストレス障害（PTSD） | 反応性愛着障害 | 注意欠陥多動性障害（ADHD） | 学習障害（LD） | 広汎性発達障害（自閉症スペクトラム） | チック | 吃音症 | 発達性協調運動障害 | 高次脳機能障害 | その他の障害等 | LGBT |
| H30 | 45,551 | 17,961 | 881 | 208 | 46 | | 247 | 142 | 360 | 5,144 | 467 | 599 | 2,494 | 3,914 | 758 | 4,235 | 434 | 240 | 207 | 44 | 2,588 | 31 |
| | 100.0% | 39.4% | 1.9% | 0.5% | 0.1% | | 0.5% | 0.3% | 0.8% | 11.3% | 1.0% | 1.3% | 5.5% | 8.6% | 1.7% | 9.3% | 1.0% | 0.5% | 0.5% | 0.1% | 5.6% | 0.1% |
| H25 | 47,776 | 13,569 | 1,357 | 250 | | 386 | | | 504 | 5,043 | 563 | | | 2,242 | 551 | 2,764 | | | | | 4,002 | |
| | 100.0% | 28.4% | 2.8% | 0.5% | | 0.8% | | | 1.1% | 10.6% | 1.2% | | | 4.7% | 1.2% | 5.8% | | | | | 8.4% | |
| H20 | 48,154 | 11,555 | 1,771 | 300 | | 417 | | | 618 | 3,940 | 565 | | | 1,249 | 526 | 1,374 | | | | | 3,904 | |
| | 100.0% | 24.2% | 3.7% | 0.6% | | 0.9% | | | 1.3% | 8.2% | 1.2% | | | 2.6% | 1.1% | 2.9% | | | | | 8.1% | |
| H15 | 45,407 | 9,181 | 1,731 | 274 | | 365 | | | 636 | 3,147 | 591 | | | 816 | | | | | | | 3,834 | |
| | 100.0% | 20.2% | 3.8% | 0.6% | | 0.8% | | | 1.4% | 6.9% | 1.3% | | | 1.8% | | | | | | | 8.4% | |
| H10 | 41,257 | 4,811 | 1,464 | 262 | | 358 | | | 445 | 1,417 | 544 | | | | | | | | | | 1,605 | |
| | 100.0% | 11.7% | 3.5% | 0.6% | | 0.9% | | | 1.1% | 3.4% | 1.3% | | | | | | | | | | 3.9% | |

ADHD（注意欠陥多動性障害）については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD（学習障害）については、平成20年より、赤字部分については、平成30年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

児童養護施設入所児童等調査結果

5

## 里親委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
○里親等委託率は、平成２２年度末の１２．０%から、令和２年度末には**２２．８%**に上昇

| 年度 | 児童養護施設 |  | 乳児院 |  | 里親等※ |  | 合計 |  |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|  | 入所児童数（人） | 割合（%） | 入所児童数（人） | 割合（%） | 委託児童数（人） | 割合（%） | 児童数（人） | 割合（%） |
| 平成２２年度末 | 29,114 | 79.9 | 2,963 | 8.1 | 4,373 | 12.0 | 36,450 | 100 |
| 平成２３年度末 | 28,803 | 78.6 | 2,890 | 7.9 | 4,966 | 13.5 | 36,659 | 100 |
| 平成２４年度末 | 28,233 | 77.2 | 2,924 | 8.0 | 5,407 | 14.8 | 36,564 | 100 |
| 平成２５年度末 | 27,465 | 76.2 | 2,948 | 8.2 | 5,629 | 15.6 | 36,042 | 100 |
| 平成２６年度末 | 27,041 | 75.5 | 2,876 | 8.0 | 5,903 | 16.5 | 35,820 | 100 |
| 平成２７年度末 | 26,587 | 74.5 | 2,882 | 8.0 | 6,234 | 17.5 | 35,703 | 100 |
| 平成２８年度末 | 26,449 | 73.9 | 2,801 | 7.8 | 6,546 | 18.3 | 35,796 | 100 |
| 平成２９年度末 | 25,282 | 73.9 | 2,706 | 7.8 | 6,858 | 19.7 | 34,846 | 100 |
| 平成３０年度末 | 24,908 | 71.8 | 2,678 | 7.7 | 7,104 | 20.5 | 34,690 | 100 |
| 令和元年度末 | 24,539 | 70.5 | 2,760 | 7.9 | 7,492 | 21.5 | 34,791 | 100 |
| 令和２年度末 | 23,631 | 69.9 | 2,472 | 7.3 | 7,707 | 22.8 | 33,810 | 100 |

里親等委託率

※「里親等」は、平成２１年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で５～６人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、令和２年度末で４２７か所、委託児童１，６８８人。
（資料）福祉行政報告例（各年度末現在）※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

0

## 都道府県市別の里親等委託率の差

**７０都道府県市別里親等委託率（令和元年度末）**

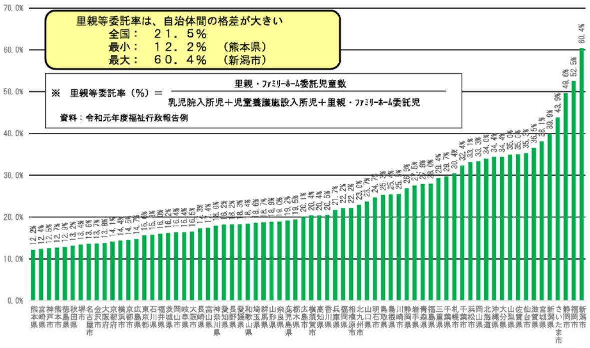


1

# ２．予算事業について
## （制度改正を待たずにできること）

2

## 令和３年度予算における児童入所施設措置費等負担金の拡充内容（案）

**心理療法担当職員の加配について**

○　社会的養護を必要とする子どもについて、虐待による入所措置・里親等委託の割合は年々増加しており、心理的ケアの強化は重要な課題となっている。

○　また、「家庭養育優先原則」に基づく里親等委託の推進に伴い、児童養護施設や乳児院等においては、入所児童に加え、里親家庭を含む地域でケアを必要とする子ども等の支援の取組を強化していく必要がある。

○　このため、施設入所児童に加え、地域の里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム等に対して定期的に巡回して、心理的ケアを実施する児童養護施設・乳児院等に対して、心理療法担当職員を１名加配する。

巡回支援イメージ

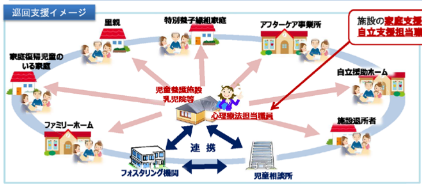


参考：被虐待体験のある児童の割合

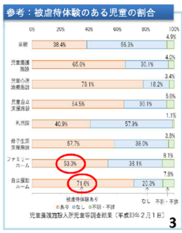


加配のイメージ（現行１名加配⇒最大２名加配）

| 職種別 | 職員の定数(現行) | 職員の定数（改正案） |
|---|---|---|
| 心理療法担当職員加算 | ①心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合→１人加配 | ①心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合→１人加配<br>②地域の里親・ファミリーホーム、自立援助ホーム等を巡回して支援を行う場合→①のほか、対象児童数に関係なく1人加配 |

3

## 令和３年度予算における児童入所施設措置費等負担金の拡充内容（案）

**○親子支援事業（施設機能強化推進費加算）の創設について**

○　平成28年改正児童福祉法の理念の下、社会的養護に至る前段階及び退所後の家庭支援及び親子関係再構築支援の取組を推進していくことは非常に重要。

○　また、「家庭養育優先原則」に基づく里親等委託の推進に伴い、乳児院や児童養護施設等においては、施設の空きスペースはもとより、養育に関する専門性・ノウハウを積極的に地域支援として活用していく必要がある。

○　このため、乳児院や児童養護施設等に親子で通所又は入所させて、①子どもの発達段階に応じた育児・養育方法を一緒に行いながら学習させたり（ペアレント・トレーニング）、②育児・養育に関する相談等に応じたりする親子支援事業を創設する（施設機能強化推進費加算の拡充）。

親子支援事業イメージ

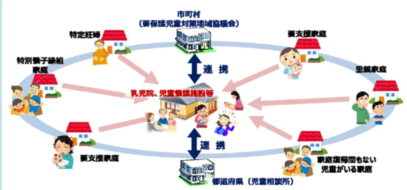


補助基準額
年額約５４０万円

親子支援事業の内容

**主な支援対象**
①地域の要支援家庭
②里親・特別養子縁組家庭
③特定妊婦
④家庭復帰間もない児童のいる家庭
等

**主な支援内容**
①相談支援
②育児・養育支援
③レスパイト・ケア支援
④子育て支援サービス等の情報提供等
⑤関係機関との連携構築　等

4

## 「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について」における親子支援事業の規定（案）

**２　親子支援事業**

**（１）事業の内容等**

**ア　実施施設**
この事業は、市町村、児童相談所及びその他関係機関と連携し、地域における要支援家庭等の親子を通所又は宿泊により受け入れて、親子分離に至る前に親子関係の再構築に向けた日常的な支援を行う事業であり、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

**イ　対象児童及び家族等**
以下に掲げる支援を必要とする家庭等のうち、市町村、児童相談所及びその他関係機関と連携のうえ、親子で通所又は宿泊により支援を行うことが適切であると、実施施設が認めた家庭等であること。
・地域の要支援家庭
・里親・特別養子縁組家庭
・特定妊婦
・家庭復帰間もない児童のいる家庭
・その他、実施施設、市町村、児童相談所及び関係機関が必要と認めた家庭等

**ウ　対象施設等**
この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が毎年度指定するものとする。
都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の４月末日までに別紙様式２により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。
（ア）当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
（イ）指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

**エ　事業の実施及び内容**
市町村及びその他関係機関等と連携し、地域における要支援家庭等の親子を通所又は宿泊により受け入れて、以下に掲げる支援を実施すること。
・子どもの発達段階に応じた育児・養育方法を一緒に行いながら学習させる支援（ペアレント・トレーニング等）
・育児・養育、生活に関する相談支援
・親子レスパイト支援
・子育て支援サービス等の情報提供や関係機関への接続等の支援
・その他、親子支援に資する取組

**（２）加算の方法等**
本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式１を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

ア　事業の限度額
本事業の実施に要する経費は、１施設当たり年額5,450,000円とする。

イ　この加算額は５月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとすること。

ウ　実所要額が年間を通して加算額に満たない場合は、その満たない額とすること。

5

## 令和３年度予算における児童入所施設措置費等負担金の拡充内容（案）

**○家庭支援専門相談員の加配について**

○　平成28年改正児童福祉法の理念の下、社会的養護に至る前段階及び退所後の家庭支援及び親子関係再構築支援の取組の推進は非常に重要。

○　このため、児童養護施設や乳児院等に配置した家庭支援専門相談員が、入所児童の家庭復帰に向けた支援及びアフターケアに加えて、地域の要支援家庭等への訪問支援等を行う場合、家庭支援専門相談員を１名加配する。

家庭支援専門相談員のイメージ

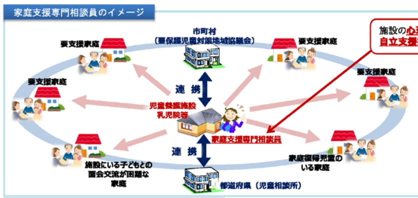


施設の心理療法担当職員、里親支援専門相談員、自立支援担当職員等と連携して対応

家庭支援専門相談員の主な支援内容

**主な支援対象**
①家庭復帰を予定する施設入所児童家庭
②家庭復帰後の家庭（アフターケア）
③地域の要支援家庭
等

**主な支援内容**
①相談支援
②育児・養育支援
③見守り支援
④子育て支援サービス等の情報提供等
⑤関係機関（市町村・児童相談所等）との連携構築
等

加配のイメージ（現行１名加配⇒最大２名加配）

| 職種別 | 職員の定数(現行) | 職員の定数(改正案) |
|---|---|---|
| 家庭支援専門相談員加算 | ①定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合→1人加配 | ①定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合→1人加配<br>②地域の要支援家庭等に対して訪問支援等を行う場合→定員規模に関係なく1人加配 |

6

## 家庭養育優先原則に基づく取組等の推進

・児童入所施設措置費等1,360億円
・里親制度等広報啓発事業2.1億円
・養子縁組民間あっせん機関職員研修事業20百万円
・社会的養護魅力発信等事業（新規）20百万円
・児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業381億円の内数
・里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業34百万円
・社会的養護出身者ネットワーク形成事業12百万円

**Ⅰ　包括的な里親養育支援体制の構築**
里親のリクルートから委託後支援・交流に至るまでの一貫した里親養育支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。
<取組内容>
・　令和６年度末までの集中取組期間における補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行うほか、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開等を実施。
・　新規登録里親へ経験豊富な里親を派遣して養育支援する取組を創設。
・　里親家庭の一時的な休息（レスパイト）への支援の強化。
・　自立支援担当職員の補助単価の見直し（事業費を追加）。　等

リクルート：・広報の企画立案、講演会や説明会の開催等による制度の普及啓発
研修・トレーニング：・登録前研修、更新研修の実施　・委託後や未委託里親へのトレーニングの実施
マッチング：・子どもと里親とのマッチング　・自立支援計画の作成
委託後支援・交流：・委託後の里親家庭への訪問支援、夜間・休日相談　・定期的な相互交流の場を設け、情報交換等を図る

里 親　養子縁組　施 設

**Ⅱ　特別養子縁組の推進**
民間養子縁組あっせん機関に対して、体制整備を進めるためのモデル事業や、養親希望者等の負担軽減を図る事業による支援の実施のほか、職員の研修や第三者評価受審費用等への助成等を実施。
<取組内容>
・　年度ごとに補助事業者を採択する仕組みのモデル事業の一部を一般事業化し、取組の安定化を図るとともに、補助対象となる事業者数を拡大。
・　特別養子縁組を行った当事者同士やあっせんを行った機関の交流等に取組む。　等

**Ⅲ　施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた取組の推進**
児童養護施設や乳児院等の施設において、「小規模かつ地域分散化」に向けた取組や、地域支援に関する取組強化を含めた、「高機能化及び多機能化・機能転換」に関する取組等を推進。
<取組内容>
・　小規模かつ地域分散化に意欲的に取り組む自治体に対して、令和６年度末までの集中取組期間における整備費の補助率の嵩上げ(1/2→2/3)を実施するとともに、定期借地権設定のための一時金の一部を補助。等

自立支援

**Ⅳ　自立支援の充実**
里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置が行われていた者で、18歳（措置延長の場合は20歳）に到達したことにより措置解除された者について、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合に、22歳の年度末までの間、住まいの確保に関する支援や、生活相談・就労相談等による支援を実施。
<取組内容>
・　コーディネーターの配置に対する補助の拡充のほか、医療機関や就労支援機関への同行支援等を行うための補助を拡充。
・　施設退所者等の実態把握等を進めるとともに、自立支援のための体制整備を促進する。
・　施設退所後の生活費や家賃の貸付について、申請時期を施設退所時に限定せず、退所後５年まで延長。　等
※　実態把握等を行うための補助制度及び施設退所後の貸付は令和３年度第１次補正予算において措置。

上記のほか、社会的養護関係施設の職員に対する処遇改善(３%程度(月額9,000円)引上げ)を令和３年度第１次補正予算及び令和４年度予算案において措置。
また、令和２年度補正予算に引き続き、ICT化、感染対策に伴うかかり増し経費等の補助を令和３年度第１次補正予算において措置。

## 里親委託・施設地域分散化等加速化プランについて

○ 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、都道府県等に対して、令和元年度末までに里親委託や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けた「都道府県社会的養育推進計画」の策定（計画期間：令和２年４月～令和12年３月）を依頼。

○ 令和２年８月には、各都道府県等から提出のあった計画について、里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等を「見える化」し、レーダーチャートにて取りまとめたうえで公表。

○ 「見える化」した結果も踏まえつつ、各都道府県等に対して、**国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施**。

➢令和２年10月～　各都道府県等に対し、里親等委託の推進等に活用可能な予算等について説明（ブロック会議のオンライン実施）<br>個別助言を行うに当たっての各都道府県等への事前調査を実施（計画の記載のみでは分からない内容を把握）<br>先駆的な取組みを行っている自治体の好事例集の作成・公表、各都道府県への個別ヒアリング等を実施。<br>➢令和３年１月～　個別ヒアリングの実施結果を踏まえた数値目標・取り組み等の最終把握、レーダーチャートの修正・公表

○ 都道府県等の取組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和６年度末（※）までの期間を**「集中取組期間」**として位置付け、毎年度、**「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の提出を求める**。

（※）計画の中間年、かつ、愛着形成に最も重要な時期である３歳未満の里親等委託率の数値目標を概ね５年以内に75%以上と掲げている。<br>（※）プランの計画値と実績値に大幅な乖離が生じている場合、毎年度の提出時に併せて、要因分析させるとともに、対処方法を求める。

○ プランに基づく都道府県等の取組を促進するため、<br>ⅰ　フォスタリング事業の拡充など、**補助メニューの拡充等**を図るとともに、<br>ⅱ　**集中取組期間における補助率の嵩上げ（１／２⇒２／３）**を実施する<br>ことにより、自治体ごとの財政面での課題等に対応し、**意欲のある自治体の取組を強力に後押しする**。

## 里親等委託推進提案型事業

（里親養育包括支援（フォスタリング）事業）

**概要**

○ 家庭で適切な養育を受けられない子ども等に対し、家庭における養育環境と同様の養育環境を確保するため、里親等への委託を推進する必要があることから、里親委託等の推進に意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を図る。

**事業内容**

○ 里親委託の推進に当たっては、都道府県等・児童相談所のみならず、市町村、里親会、児童養護施設・乳児院などの入所施設、フォスタリング機関はもとより、地域の商店やマスコミ等の多様な主体が連携した取組を行うことが必要。

○ このため、従前の補助事業にとらわれない先駆的な取組について提案型で募集し、モデル的に支援するとともに、効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

【実施主体】　都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】　１自治体当たり：10,000千円　　　【補助率】　定額（国：10／10相当）

＜支援イメージ＞

※　地域の実情に応じ、多様な民間主体、入所施設やフォスタリング機関等と連携した効果的な取組を支援。

12

## 里親委託に関する加速化プランに基づく財政支援の採択について（概要）

○ 各都道府県等から提出された里親委託加速化プランを集計した結果、73自治体中、**35自治体を財政支援の対象として採択**。

○ 採択した35自治体のうち、令和６年度末時点の３歳未満児の里親等委託率の見込みについて、①75%以上の自治体が**15自治体**（令和２年８月時点では８自治体）、②令和元年度末実績と比較して３倍以上増加した自治体が**20自治体**となっている。

○ 今回採択をしなかった自治体について、今後、プランの見直しがあった場合には**追加で採択を行う予定**。

| 採択の可否 | | 自治体名 | 令和元年度末（実績）代替養育が必要な児童数 | 令和元年度末（実績）里親等委託児童数 | 令和元年度末（実績）里親等委託率 | 令和２年度末（見込）代替養育が必要な児童数 | 令和２年度末（見込）里親等委託児童数 | 令和２年度末（見込）里親等委託率 | 令和６年度末（見込）代替養育が必要な児童数 | 令和６年度末（見込）里親等委託児童数 | 令和６年度末（見込）里親等委託率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ● | 1 | 北海道 | 71人 | 51人 | 71.8% | 63人 | 43人 | 68.3% | 72人 | 61人 | 84.7% |
| | 2 | 青森県 | 30人 | 7人 | 23.3% | 29人 | 7人 | 24.1% | 26人 | 10人 | 38.5% |
| ● | 3 | 岩手県 | 39人 | 6人 | 15.4% | 30人 | 8人 | 26.7% | 47人 | 26人 | 55.3% |
| ● | 4 | 宮城県 | 26人 | 2人 | 7.7% | 26人 | 7人 | 26.9% | 26人 | 10人 | 38.5% |
| ● | 5 | 秋田県 | 19人 | 3人 | 15.8% | 20人 | 5人 | 25.0% | 19人 | 11人 | 57.9% |
| ● | 6 | 山形県 | 17人 | 6人 | 35.3% | 22人 | 2人 | 9.1% | 21人 | 16人 | 76.2% |
| ● | 7 | 福島県 | 39人 | 27人 | 69.2% | 37人 | 25人 | 67.6% | 38人 | 29人 | 76.3% |
| ● | 8 | 茨城県 | 74人 | 12人 | 16.2% | 71人 | 18人 | 25.4% | 60人 | 42人 | 70.0% |
| ● | 9 | 栃木県 | 76人 | 14人 | 18.4% | 82人 | 19人 | 23.2% | 81人 | 43人 | 53.1% |
| | 10 | 群馬県 | 64人 | 19人 | 29.7% | 74人 | 18人 | 24.3% | 77人 | 26人 | 33.8% |
| | 11 | 埼玉県 | 179人 | 33人 | 18.4% | 203人 | 47人 | 23.2% | 199人 | 72人 | 36.2% |
| | 12 | 千葉県 | 110人 | 35人 | 31.8% | 116人 | 48人 | 41.4% | 114人 | 65人 | 57.0% |
| | 13 | 東京都 | 493人 | 65人 | 13.2% | – | – | – | 490人 | 69人 | 14.1% |
| ● | 14 | 神奈川県 | 89人 | 11人 | 12.4% | 109人 | 27人 | 24.8% | 106人 | 37人 | 34.9% |
| | 15 | 新潟県 | 25人 | 7人 | 28.0% | 22人 | 6人 | 27.3% | 22人 | 9人 | 40.9% |
| | 16 | 富山県 | 14人 | 0人 | 0.0% | 13人 | 2人 | 15.4% | 13人 | 6人 | 46.2% |
| | 17 | 石川県 | 22人 | 5人 | 22.7% | 20人 | 5人 | 25.0% | 18人 | 8人 | 44.4% |
| | 18 | 福井県 | 10人 | 1人 | 10.0% | 10人 | 1人 | 10.0% | 12人 | 4人 | 33.3% |
| ● | 19 | 山梨県 | 34人 | 17人 | 50.0% | 43人 | 18人 | 41.9% | 46人 | 35人 | 76.1% |
| | 20 | 長野県 | 69人 | 21人 | 30.4% | 67人 | 22人 | 32.8% | 59人 | 24人 | 40.7% |
| ● | 21 | 岐阜県 | 52人 | 20人 | 38.5% | 55人 | 19人 | 34.5% | 54人 | 41人 | 75.9% |
| | 22 | 静岡県 | 48人 | 17人 | 35.4% | 44人 | 13人 | 29.5% | 40人 | 18人 | 45.0% |
| | 23 | 愛知県 | 102人 | 25人 | 24.5% | 153人 | 0人 | 0.0% | 158人 | 45人 | 28.5% |
| | 24 | 三重県 | 53人 | 15人 | 28.3% | 63人 | 26人 | 41.3% | 64人 | 31人 | 48.4% |
| | 25 | 滋賀県 | 22人 | 10人 | 45.5% | 23人 | 8人 | 34.8% | 23人 | 12人 | 52.5% |
| | 26 | 京都府 | 24人 | 3人 | 12.5% | 0人 | 0人 | – | 30人 | 12人 | 40.0% |
| | 27 | 大阪府 | 132人 | 30人 | 22.7% | 166人 | – | – | 165人 | – | – |
| | 28 | 兵庫県 | 98人 | 18人 | 18.4% | 104人 | 21人 | 20.2% | 104人 | 39人 | 37.5% |
| | 29 | 奈良県 | 28人 | 5人 | 17.9% | 34人 | 6人 | 17.6% | 33人 | 9人 | 27.3% |
| ● | 30 | 和歌山県 | 28人 | 3人 | 10.7% | 36人 | 5人 | 13.9% | 35人 | 12人 | 34.3% |
| ● | 31 | 鳥取県 | 22人 | 1人 | 4.5% | 39人 | 1人 | 2.6% | 36人 | 5人 | 13.9% |
| | 32 | 島根県 | 25人 | 8人 | 32.0% | 25人 | 8人 | 32.8% | 25人 | 9人 | 36.0% |
| | 33 | 岡山県 | 40人 | 14人 | 35.0% | 76人 | 34人 | 44.7% | 70人 | 53人 | 75.7% |
| | 34 | 広島県 | 56人 | 7人 | 12.6% | 55人 | 10人 | 17.3% | 56人 | 16人 | 29.0% |
| ● | 35 | 山口県 | 31人 | 2人 | 6.5% | 30人 | 7人 | 23.3% | 29人 | 10人 | 34.5% |
| | 36 | 徳島県 | 24人 | 9人 | 37.5% | 29人 | 9人 | 31.0% | 30人 | 18人 | 60.0% |
| | 37 | 香川県 | 23人 | 6人 | 26.1% | 27人 | 10人 | 37.0% | 25人 | 13人 | 52.0% |
| | 38 | 愛媛県 | 43人 | 5人 | 11.6% | 50人 | 14人 | 28.0% | 50人 | 24人 | 48.0% |
| ● | 39 | 高知県 | 28人 | 1人 | 3.6% | 32人 | 5人 | 15.6% | 51人 | 21人 | 41.2% |
| ● | 40 | 福岡県 | 86人 | 13人 | 15.1% | 70人 | 14人 | 20.0% | 63人 | 33人 | 52.4% |
| ● | 41 | 佐賀県 | 35人 | 18人 | 51.4% | 29人 | 15人 | 51.7% | 28人 | 21人 | 75.0% |
| | 42 | 長崎県 | 28人 | 9人 | 32.1% | 29人 | 9人 | 31.0% | 29人 | 18人 | 62.1% |
| ● | 43 | 熊本県 | 20人 | 0人 | 0.0% | 29人 | 2人 | 6.9% | 28人 | 13人 | 46.4% |
| ● | 44 | 大分県 | 36人 | 19人 | 54.3% | 33人 | 20人 | 60.6% | 33人 | 25人 | 75.8% |
| ● | 45 | 宮崎県 | 38人 | 1人 | 2.6% | 36人 | 8人 | 22.2% | 34人 | 13人 | 38.2% |
| | 46 | 鹿児島県 | 68人 | 16人 | 23.5% | 59人 | 12人 | 20.3% | 58人 | 23人 | 39.7% |
| | 47 | 沖縄県 | 43人 | 26人 | 60.5% | 48人 | 26人 | 54.2% | 47人 | 27人 | 57.4% |
| ● | 48 | 札幌市 | 60人 | 23人 | 38.3% | 56人 | 28人 | 50.0% | 58人 | 44人 | 75.9% |
| | 49 | 仙台市 | 23人 | 4人 | 17.4% | 35人 | 8人 | 22.9% | 36人 | 14人 | 38.9% |
| | 50 | さいたま市 | 32人 | 7人 | 21.9% | 35人 | 11人 | 31.4% | 36人 | 27人 | 75.0% |
| | 51 | 千葉市 | 13人 | 4人 | 30.8% | 20人 | 5人 | 25.0% | 18人 | 10人 | 55.6% |
| | 52 | 横浜市 | 86人 | 18人 | 20.9% | 120人 | 29人 | 24.2% | 130人 | 43人 | 33.1% |
| ● | 53 | 川崎市 | 50人 | 22人 | 44.0% | 50人 | 26人 | 52.0% | 52人 | 39人 | 75.0% |
| ● | 54 | 相模原市 | 26人 | 8人 | 30.8% | 26人 | 9人 | 34.6% | 24人 | 18人 | 75.0% |
| ● | 55 | 新潟市 | 16人 | 11人 | 68.8% | 12人 | 7人 | 58.3% | 12人 | 9人 | 75.0% |
| | 56 | 静岡市 | 16人 | 9人 | 56.3% | 16人 | 7人 | 43.8% | 15人 | 8人 | 53.3% |
| ● | 57 | 浜松市 | 19人 | 12人 | 63.2% | 15人 | 10人 | 66.7% | 16人 | 12人 | 75.0% |
| ● | 58 | 名古屋市 | 93人 | 16人 | 17.2% | 96人 | 27人 | 28.1% | 100人 | 45人 | 45.0% |
| ● | 59 | 京都市 | 38人 | 8人 | 21.1% | 37人 | 11人 | 29.7% | 35人 | 26人 | 74.3% |
| ● | 60 | 大阪市 | 159人 | 8人 | 5.0% | 188人 | 10人 | 5.3% | 188人 | 48人 | 25.5% |
| | 61 | 堺市 | 33人 | 11人 | 33.3% | 51人 | 12人 | 23.5% | 51人 | 16人 | 31.4% |
| ● | 62 | 神戸市 | 47人 | 7人 | 14.9% | 49人 | 7人 | 14.3% | 51人 | 19人 | 37.3% |
| | 63 | 岡山市 | 40人 | 14人 | 35.0% | 76人 | | 44.7% | 70人 | 53人 | 75.7% |
| | 64 | 広島市 | 56人 | 7人 | 12.6% | 55人 | 10人 | 17.3% | 56人 | 16人 | 29.0% |
| | 65 | 北九州市 | 44人 | 10人 | 22.7% | 44人 | 11人 | 25.0% | 44人 | 17人 | 38.6% |
| ● | 66 | 福岡市 | 24人 | 16人 | 66.7% | 39人 | 24人 | 61.5% | 35人 | 27人 | 77.1% |
| ● | 67 | 熊本市 | 27人 | 5人 | 18.5% | 27人 | 7人 | 25.9% | 26人 | 15人 | 57.7% |
| ● | 68 | 世田谷区 | – | – | – | 13人 | 4人 | 30.8% | 26人 | 20人 | 76.9% |
| ● | 69 | 江戸川区 | 24人 | 3人 | 12.5% | 24人 | 3人 | 12.5% | 30人 | 12人 | 40.0% |
| | 70 | 荒川区 | 7人 | 0人 | 0.0% | 11人 | 0人 | 0.0% | 15人 | 3人 | 20.0% |
| ● | 71 | 横須賀市 | 9人 | 1人 | 11.1% | 10人 | 0人 | 0.0% | 14人 | 5人 | 35.7% |
| | 72 | 金沢市 | 22人 | 5人 | 22.7% | 20人 | 5人 | 25.0% | 18人 | 8人 | 44.4% |
| ● | 73 | 明石市 | 3人 | 1人 | 33.3% | 5人 | 2人 | 40.0% | 7人 | 6人 | 85.7% |
| 35 | | 全国計 | 3,698人 | 873人 | 23.6% | 3,561人 | 902人 | 25.3% | 4,106人 | 1,724人 | 42.0% |

（※）令和3年3月末時点

9

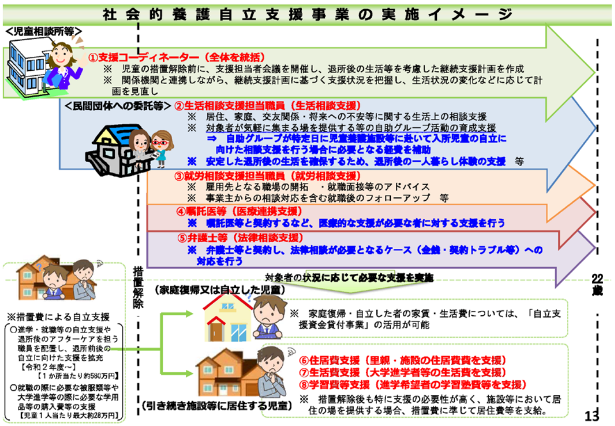


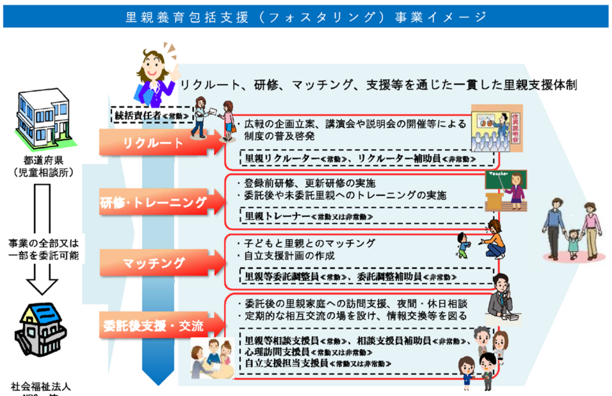


# 3．児童福祉法等の改正に向けて

## ①社会的養育専門委員会での検討状況と背景

14

## 里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】（令和４年度）

令和４年度予算案：212億円の内数（児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業）

**概要**

○ 令和２年度より、都道府県等における社会的養育推進計画に基づく里親等への委託の推進に向けた取組等を進めているが、**「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」**に基づき、引き続き、令和６年度末までの集中取組期間における**補助率の嵩上げ（1/2→2/3）**や、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う**先駆的な取組をモデル的に支援**し、効果的な取組事例の横展開等を実施するほか、新規に登録した里親家庭への支援の充実や、里親家庭の一時的な休息（レスパイト）への支援の充実など、更なる取組の強化を図る。

**拡充内容**

**【里親養育包括支援事業(拡充)】**

**＜里親訪問等支援事業(拡充)＞**

○里親家庭養育協力支援の創設（加算分に追加）<br>・新規に登録した里親が里親委託を受ける場合に、**経験豊富な里親を派遣して養育を支援**する取組を創設　→　１回当たり：4,860円<br>（経験豊富な里親の家庭に、新規に登録した里親が出向き、里親委託による養育を体験することも可能）

○養育児童預かり支援の創設（加算分に追加）<br>・里親家庭が一時的な休息（レスパイト）を取りやすくなるよう、**フォスタリング機関が子どもの一時預かりを行うための支援**を創設<br>→　①受入準備経費：8,000千円、②宿泊を伴う一時預かり：13,980円（日額）、③宿泊を伴わない一時預かり：5,500円（日額）

**＜里親等委託児童自立支援事業（拡充）＞**

・自立支援担当職員による訪問支援等の活動が充実するよう、補助単価の見直しを行う。<br>2,906千円（年額）→【要求】事務費 2,906千円、事業費 1,082千円　※対象者10人以上かつ支援回数120回以上の場合

（※）このほか、自治体が行う先駆的な取組をモデル的に支援する提案型補助事業（里親等委託推進提案型事業）を実施（定額（国10/10相当））

（実施主体）都道府県、指定都市、児童相談所設置市　※委託可　（補助率）国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

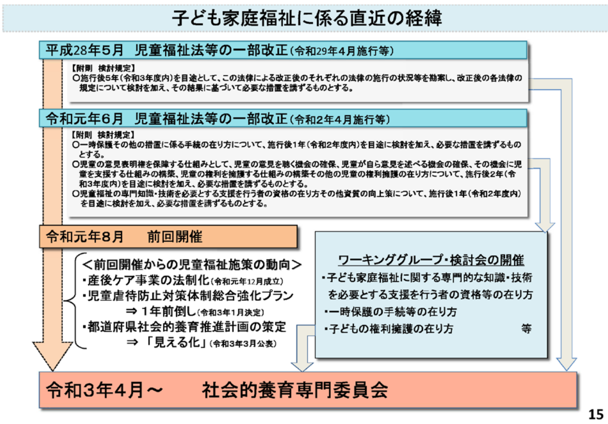

## 子育て家庭の孤立

○ 現在、回答者の母親自身が育った市区町村で子育てをしているとの回答割合は、全体では27.8％で、**７割以上の母親**は**自身が育っていないまちで子育て**を行っている。

○ 「近所に子どもを預かってくれる人がいる」との回答割合は、全体では39.9％で、**６割の母親**は**「子どもを預かってくれる人はいない」と回答**している。

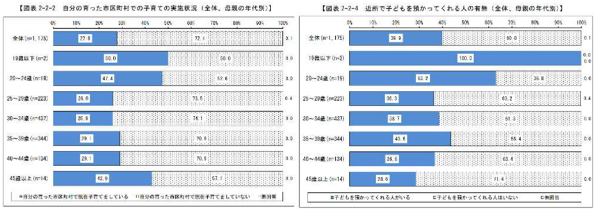


※ＮＰＯ法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）
（全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に１拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

16

## 年齢別の未就園児の割合

○ 年齢人口から推計される**未就園児**は、**０～２歳児の約６割**（約182万人）、３～５歳児の約２％（約５万人）となっている。

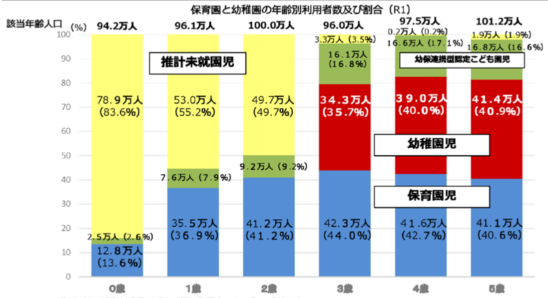


※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成３０年10月１日現在）より。
※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」（平成３１年4月1日現在）より。
※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」（確定値、令和元年年5月１日現在）より。
※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」（平成３１年４月１日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）も含む。４歳と５歳の数値については、「待機児童数調査」の４歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成３０年10月１日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。
※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。
※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

20

## 子育て家庭の支援ニーズ

○ **地域子育て支援拠点を利用している母親**に対し、拠点を**利用する前の自身の子育ての状況**をたずねたところ、
・**「子育てをしている親と知り合いたかった」**（71.9％）が**最も多い**が、
・**「子育てで、つらいと感じることがあった」**（62.6％）、「家族以外の人と交流する機会があまりなかった」（57.2％）、**「子育ての悩みや不安を話せる人がほしかった」**（55.4％）、「大人と日常的な会話をしたかった」（54.9％）、「地域の行事やイベントに参加する機会がなかった」（54.2％）**なども５割を超えている**など、**子育ての不安や悩みを相談・共有するニーズ**がある。

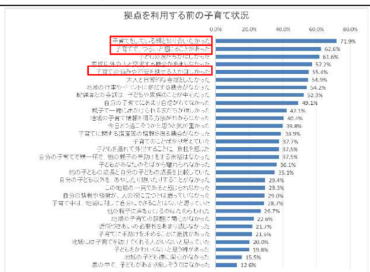


※ＮＰＯ法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）
（全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に１拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

17

## 子育て支援施策及び母子保健施策における把握

○ 妊産婦や子どもの状況を把握するため、**妊産婦検診、新生児訪問・乳幼児家庭全戸訪問事業、１歳６ヶ月児健診、３歳児健診**によりポピュレーションアプローチがされているが、継続的な把握の機会は限られる。

○ 検診や訪問を通じて**支援の必要性が把握された家庭**には、養育支援訪問等を通じて**更なる状況の把握と支援が行われる。**

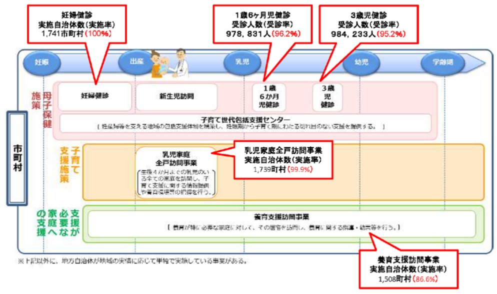


※上記以外に、地方自治体が地域の実情に応じて単独で実施している事業がある。

21

## 児童虐待相談対応件数の推移、虐待を受けた子どもの年齢構成の推移

○ 児童相談所や市町村における**虐待相談対応件数は年々増加**しており、**令和元年度**においては、**児童相談所の児童虐待相談対応件数が193,780件、市町村の児童虐待相談対応件数が148,406件**であった。

○ 児童相談所や市町村において**虐待相談として対応した子ども**について、**小学校入学前である割合は４割～５割程度**となっている。また、**小学生である割合も３割～４割程度**である。

**■児童相談所および市町村における児童虐待相談対応件数の推移**

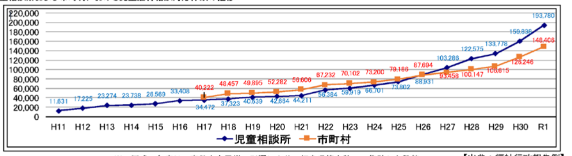


※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県等を除いて集計した数値　【出典：福祉行政報告例】

**■児童相談所および市町村において虐待相談として対応した子どもの年齢構成の推移（左が児童相談所、右が市町村）**

| | 0歳～3歳未満 | 3歳～学齢前児童 | 小学生 | 中学生 | 高校生・その他 | 総数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成21年度 | 8,078(18.3%) | 10,477(23.7%) | 16,623(37.6%) | 6,501(14.7%) | 2,532(5.7%) | 44,211(100.0%) |
| 平成22年度 | 11,033(19.6%) | 13,650(24.2%) | 20,584(36.5%) | 7,474(13.3%) | 3,643(6.5%) | 56,384(100.0%) |
| 平成23年度 | 11,523(19.2%) | 14,377(24.0%) | 21,694(36.2%) | 8,158(13.6%) | 4,167(7.0%) | 59,919(100.0%) |
| 平成24年度 | 12,503(18.7%) | 16,505(24.7%) | 23,488(35.2%) | 9,404(14.1%) | 4,801(7.2%) | 66,701(100.0%) |
| 平成25年度 | 13,917(18.9%) | 17,476(23.7%) | 26,049(35.3%) | 10,649(14.4%) | 5,711(7.7%) | 73,802(100.0%) |
| 平成26年度 | 17,479(19.7%) | 21,186(23.8%) | 30,721(34.5%) | 12,510(14.1%) | 7,035(7.9%) | 88,931(100.0%) |
| 平成27年度 | 20,324(19.7%) | 23,735(23.0%) | 35,860(34.7%) | 14,807(14.3%) | 8,560(8.3%) | 103,286(100.0%) |
| 平成28年度 | 23,939(19.5%) | 31,332(25.6%) | 41,719(34.0%) | 17,409(14.2%) | 8,176(6.7%) | 122,575(100.0%) |
| 平成29年度 | 27,046(20.2%) | 34,050(25.5%) | 44,567(33.3%) | 18,677(14.0%) | 9,438(7.1%) | 133,778(100.0%) |
| 平成30年度 | 32,302(20.2%) | 41,090(25.8%) | 53,797(33.7%) | 21,847(13.7%) | 10,802(6.8%) | 159,838(100.0%) |
| 令和元年度 | 37,826(19.5%) | 49,660(25.6%) | 65,959(34.0%) | 26,709(13.8%) | 13,626(7.0%) | 193,780(100.0%) |

| | 0歳～3歳未満 | 3歳～学齢前児童 | 小学生 | 中学生 | 高校生・その他 | 総数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成21年度 | 12,280 (21.7%) | 15,981 (28.2%) | 20,268 (35.8%) | 6,220 (11.0%) | 1,857 (3.3%) | 56,606 (100.0%) |
| 平成22年度 | 15,330 (22.8%) | 18,716 (27.8%) | 23,358 (34.7%) | 7,292 (10.8%) | 2,536 (3.8%) | 67,232 (100.0%) |
| 平成23年度 | 15,803 (22.5%) | 19,112 (27.3%) | 24,579 (35.1%) | 8,047 (11.5%) | 2,561 (3.7%) | 70,102 (100.0%) |
| 平成24年度 | 16,677 (22.8%) | 19,738 (27.0%) | 25,667 (35.1%) | 8,227 (11.2%) | 2,891 (3.9%) | 73,200 (100.0%) |
| 平成25年度 | 17,915 (22.6%) | 21,027 (26.6%) | 27,568 (34.8%) | 9,153 (11.6%) | 3,523 (4.5%) | 79,186 (100.0%) |
| 平成26年度 | 20,528 (23.4%) | 22,998 (26.2%) | 29,805 (34.0%) | 10,419 (11.9%) | 3,944 (4.5%) | 87,694 (100.0%) |
| 平成27年度 | 22,074 (23.6%) | 23,828 (25.5%) | 31,516 (33.7%) | 11,330 (12.1%) | 4,710 (5.0%) | 93,458 (100.0%) |
| 平成28年度 | 23,159 (23.1%) | 28,863 (28.6%) | 32,823 (32.8%) | 11,524 (11.5%) | 3,978 (4.0%) | 100,147 (100.0%) |
| 平成29年度 | 25,357 (23.8%) | 29,920 (28.1%) | 34,527 (32.4%) | 12,162 (11.4%) | 4,649 (4.4%) | 106,615 (100.0%) |
| 平成30年度 | 29,670 (23.5%) | 36,776 (29.1%) | 40,810 (32.3%) | 13,666 (10.8%) | 5,322 (4.2%) | 126,246 (100.0%) |
| 令和元年度 | 33,814 (22.8%) | 42,820 (28.9%) | 48,812 (32.9%) | 16,450 (11.1%) | 6,510 (4.4%) | 148,406 (100.0%) |

※市町村の平成22年度は、**岩手県及び宮城県（仙台市以外）の一部、福島県**を除いて集計した数値。　【出典：福祉行政報告例】

18

## 子育て支援制度の利用状況

○ 支援の供給量としては、令和元年度実績を見ると、一時預かり事業については約521万人日、子育て短期支援事業のショートステイにあっては約9万人日、養育支援訪問事業は約18万件となっているが、**未就園児１人当たり**では**１年間に、一時預かり事業については約３日、ショートステイは約0.05日、養育支援訪問事業は約0.1件の利用にとどまっている。**

○ 地域子育て支援拠点事業も第1子が3歳になるまでの子育て家庭の約50%が利用している一方で、**ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業等の子育て支援事業の利用は、低率に留まる。**

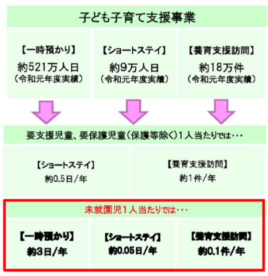


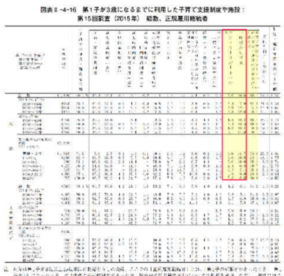


22

## 児童虐待による死亡事例の推移と虐待死に占める年齢割合

○ **毎年、児童虐待による死亡事例が発生**しており、**心中以外の虐待死亡事例の人数はほぼ横ばい。**（平成30年度心中以外の虐待死は54人）
○ 年齢別でみると、
・ ０歳児が最も多く（平成30年度心中以外の虐待死 40.7％）、そのうち月例０か月児の死亡は31.8％であった。
・ **２歳児以下**の割合は**約５割**（52.1％）を占めている。

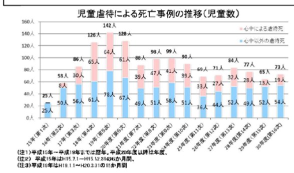


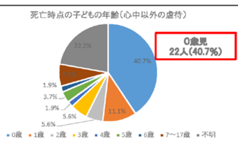

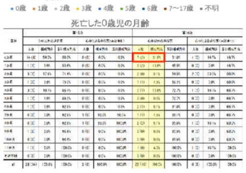


社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による検証結果より

19

## ヤングケアラー①

**「ヤングケアラーと思われる子ども」の実態をより正確に把握するため、文部科学省と連携し、教育現場である学校や要保護児童対策地域協議会、全国の中学生や高校生に対して、実態調査を実施。**

○ **世話をしている家族が「いる」**と回答したのは、**中学２年生が5.7%、全日制高校２年生は4.1%**

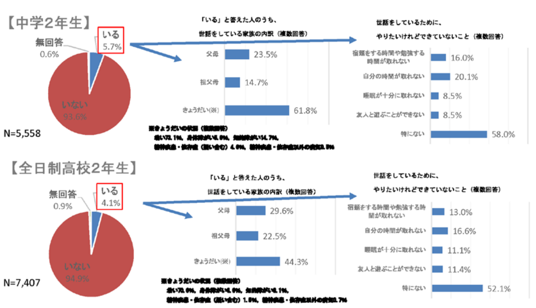


「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（令和３年３月） 三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社

23

## ヤングケアラー②

○ **ヤングケアラーと自覚している子どもは約2%**、わからないとした子どもが１～２割程度
○ ヤングケアラーの認知度は低く、**「聞いたことはない」と回答したのは、８割を超えた。**

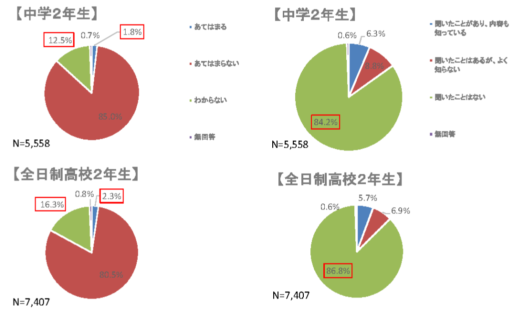


「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（令和３年３月） 三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社 24

## ヤングケアラー③

○ 世話の頻度について、**「ほぼ毎日」が３～６割程度**となっている。
○ 平日１日あたり世話に費やす時間について、「３時間未満」が多いが、**「７時間以上」も１割程度いる。**

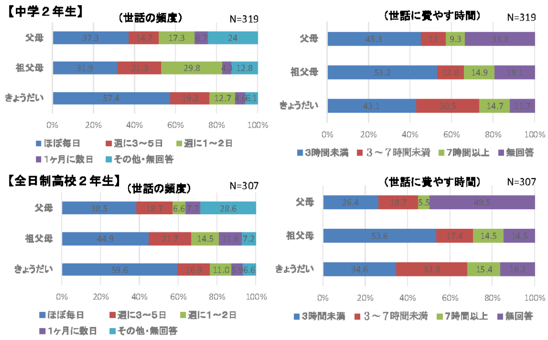


「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（令和３年３月） 三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社 25

## 自殺と家族問題

○ 令和元年中における自殺の状況においては、19歳以下の自殺者を原因・動機別でみると、学校問題が最も多い（202件）ものの、**健康問題**（138件）と**家庭問題**（116件）がほぼ同規模でその次を占める。また、家庭問題の内訳は、**「親子関係の不和」**（42件）**「家族からのしつけ・叱責」**（33件）**「その他家族関係の不和」**（17件）が多くを占めている。

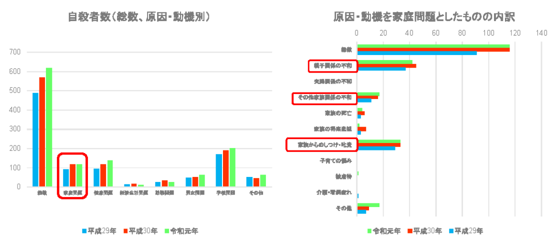


「令和元年中の自殺の状況」（厚生労働省）等

26

## 家庭復帰後の支援の体制

○ 施設入所から**家庭復帰した児童虐待事例**の**13.2%**が、家庭復帰の翌々年度11月時点で**一時保護又は施設入所中**であった。

平成 23(2011) 年度家庭復帰した子どもの平成 25(2013) 年 11 月時点での支援状況

| 措置区分 | 件数 | 措置解除時点での支援はすでに終結し現在も行われていない | 措置解除時点での支援はいったん終結したが、その後支援を再開した：在宅支援を再開（その間に一時保護・施設措置あり） | 同：一時保護中 | 同：施設入所措置中 | 措置解除時点からの在宅支援を継続中：虐待再発は無いが、なお在宅支援の必要があるため | 同：虐待再発あり、在宅での支援の必要があるため | 同：状態悪化により一時保護を行ったが現在は在宅支援中 | 同：状態悪化により現在一時保護中 | 同：状態悪化により施設入所措置をとったが現在は在宅支援中 | 同：状態悪化により施設入所措置中 | その他：年齢超過・転出等により指導終結 | 同：在宅支援中（別の問題で一時保護・施設措置あり） | 同：一時保護中（虐待とは別の相談による） | 同：施設入所中（虐待とは別の相談による） | 同：情報なし・不明 | 無回答 | 別掲 現在継続指導中 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 合　計 | 936 | 338 | 18 | 4 | 49 | 169 | 45 | 18 | 6 | 6 | 59 | 74 | 7 | 1 | 21 | 61 | 60 | |
| 横構成比 | 100.0 | 38.6 | 2.1 | 0.5 | 5.6 | 19.3 | 5.1 | 2.1 | 0.7 | 0.7 | 6.7 | 8.4 | 0.8 | 0.1 | 2.4 | 7.0 | 6.4 | |
| ２７条 | 636 | 262 | 15 | 2 | 28 | 94 | 20 | 13 | 3 | 4 | 36 | 52 | 6 | | 15 | 47 | 39 | 152 |
| 横構成比 | 100.0 | 43.9 | 2.5 | 0.3 | 4.7 | 15.7 | 3.4 | 2.2 | 0.5 | 0.7 | 6.0 | 8.7 | 1.0 | - | 2.5 | 7.9 | 6.1 | |
| ３３条 | 300 | 76 | 3 | 2 | 21 | 75 | 25 | 5 | 3 | 2 | 23 | 22 | 1 | 1 | 6 | 14 | 21 | 111 |
| 横構成比 | 100.0 | 27.2 | 1.1 | 0.7 | 7.5 | 26.9 | 9.0 | 1.8 | 1.1 | 0.7 | 8.2 | 7.9 | 0.4 | 0.4 | 2.2 | 5.0 | 7.0 | |

山本恒雄ほか（2013）「児童相談所における保護者支援のあり方に関する実証的研究」日本子ども家庭総合研究所紀要，第50集，pp.35-58.

27

# 3．児童福祉法等の改正に向けて
## ②専門委員会報告書（案）のポイント

28

## 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会　報告書（案）の要点

**1. 市区町村における家庭・養育環境支援の強化**

**(1) 把握・マネジメント機能の強化**
○市区町村における**身近な子育て支援（保育所等）による身近な把握・相談機能の整備**
○全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの**一体的相談機関の設置** ※子育て世代包括支援センター（母子保健）子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の見直し。
○母子保健における把握の取組を推進しつつ、支援の必要性の高い世帯を計画的・効果的に支援するための**サポートプラン作成**

**(2) 支援の充実**
○支援の必要性の高まりを防ぐための**家庭・養育環境の支援の事業の創設** ※訪問による生活支援、学校や家に居場所のない子どもの居場所支援等
○支援が必要な者に市区町村から支援を結びつけるため、家庭・養育環境の支援に関する**利用勧奨・措置の権限付与**

**2. 児童相談所の支援機能等の強化**

○児童相談所の**支援強化** ※民間と協働して保護者支援（親子再統合）や**里親支援（里親支援機関の児童福祉施設化）の確実な提供を可能**に。
○**一時保護開始の判断に関する司法審査の導入**
○一時保護所の人員配置等に関する基準の策定と**第三者評価の受審**

**3. 子どもを中心として考える社会的養育の質の向上**

○児童相談所による措置等の際に、**子どもの意向を意見聴取等の方法により把握**し、子どもの最善の利益を考慮しその措置等に勘案
○都道府県による**意向表明支援の体制整備と権利擁護機関**（児童福祉審議会等）の活用等による権利擁護の環境整備
○社会的養育経験者の**自立支援**の充実 ※施設等の入所等の年齢による一律の退所等の見直し、在宅にいる児童等への通い等の自立支援の拠点整備

**4. 人材育成等**

○**子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の創設(P)**
○児童へのわいせつ行為を行った保育士の**資格管理の厳格化**。ベビーシッターも、わいせつ行為等への行政処分を公表。

29

## 市区町村等におけるマネジメントの強化
## （全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置）

○ 市区町村において、現行の子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることとする。**
○ この相談機関では、**妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う**。

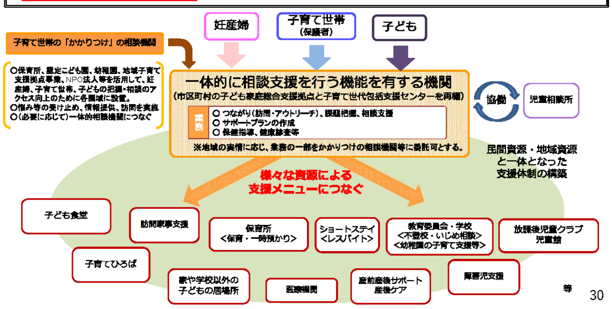


30

## 全ての子育て世帯の家庭・養育環境支援（市区町村）

○ **子育てする親や子どもの家庭環境、養育環境を良くするための市区町村の支援について充実を図る必要**がある。
具体的には、以下の切り口から支援の量や種類について確認し、充実を図る必要がある。
ア：子育てする親の負担や悩みを軽減する
イ：子ども自身の悩みや孤立感などを受け止め支援する
ウ：より良い親子関係の構築に向けて支援する

○ これらの支援について、**子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の中に位置づけ、市区町村による計画的な整備**を求める。

**訪問による生活の支援（子育て世帯訪問支援事業（仮称）の新設）**
・ 要支援世帯・要保護世帯、特定妊婦、その他これに類する状態の世帯を対象
・ 生活・育児支援や個々の家庭の状況に応じた養育環境の把握等を実施

**短期入所支援の充実（子育て短期支援事業の拡充）**
・ 親子がともに入所する場合や子どもが自らの意志で利用を希望した場合に利用可能とする
・ 利用日数について、個々の状況等により決めることを可能とする
・ いつでも利用可能な受け入れ体制を構築可能とすることを支援

**学校や家以外の子どもの居場所支援（児童育成支援拠点事業（仮称）の新設）**
・ 家庭環境その他の理由により孤立した困難な状況にある子ども達に、自分の意思や学校、行政機関からの紹介等を経て、安心できる居場所を提供

**親子関係の構築に向けた支援（親子関係形成支援事業（仮称）の新設）**
・ 親子関係について悩みがあったり親子関係の形成の支援が必要な場合に、講義やグループワークなどによるペアレントトレーニングを提供

**地域子ども・子育て支援事業への位置づけ**
✓ 市町村の計画的整備
✓ 子ども・子育て交付金の充当

31

# Day1. シンポジウム児童福祉法改正と今後の社会的養護の展望

## 支援の必要性が高い妊産婦、子育て世帯、子どもへの対応力の強化

**＜保護者への支援＞**
○ 保護者支援について、親子関係支援の必要性が高い場合に行う**「親子再統合支援事業」について都道府県が整備に努めることとし、整備促進のための支援**を行う。

**＜子どもへの支援＞**
○ 家庭養育優先原則を一層推進する観点から**「里親支援機関」を児童福祉施設として位置づけ**る。また、**里親支援機関において行う里親支援に要する費用を措置費と同様の扱いにする。**
○ 社会的養護を経験する等した児童等について、**都道府県は、自立支援が確実に提供される環境の整備に努める**こととし、訪問・通所による自立支援の事業も整備する。また、**施設等における自立支援について**、年齢ではなく、児童等の置かれている状況や本人の意見等も踏まえ、**都道府県が必要と判断する時点まで支援が提供できることとする。**

**＜支援を必要とする妊婦への支援＞**
○ **訪問や通い、入所により生活面の支援や心理的ケアの提供、出産後の養育環境整備や関係機関への繋ぎ等を行う支援事業を制度に位置づける。**

**子どもへの支援**
- **里親支援機関（仮称）を児童福祉施設として位置づけ**、第三者評価
- 自立支援が確実に提供される環境の整備を都道府県の努力義務として位置づけ
- 施設等における自立支援について、年齢ではなく、都道府県が必要と判断する時点まで支援

**保護者への支援**
- 心理職の専門知識活用を図るための体制強化、研修等
- 親子再統合事業の整備を都道府県の努力義務として位置づけ

**妊婦への支援**
- 生活面の支援や心理的ケア、出産後の養育環境整備や関係機関の繋ぎを行う支援事業を法定化

- ✓ 社会的養育推進計画
- ✓ 統合補助金による手当
- ✓ 里親支援に要する費用の扱いの検討

32

## 人材育成等（児童へのわいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化）

| | 改正事項 | 保育士（児童福祉法）（現行） | 教員（教育職員免許法等） | 保育士（児童福祉法）（見直し案） |
|---|---|---|---|---|
| 欠格期間 | 禁錮以上の刑に処せられた場合 | 執行を終わった日等から起算して**2年** | **期限なし**<br>※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり | **期限なし**<br>※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり |
| | 罰金の刑に処せられた場合 | 児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して**2年** | － | 児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して**3年** |
| | 登録取消・免許状失効等による場合 | 登録取消の日から起算して**2年** | 免許状失効等の日から**3年** | 登録取消の日から起算して**3年** |
| 登録取消等の事由 | 登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合 | ＜取消事由＞<br>・欠格事由に該当するに至った場合<br>・虚偽等に基づく登録を受けた場合 | ＜取消事由＞<br>・欠格事由に該当するに至った場合<br>・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合<br>**（わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている）** | ＜取消事由＞<br>・欠格事由に該当するに至った場合<br>・虚偽等に基づく登録を受けた場合<br>**・わいせつ行為を行ったと認められる場合** |
| | 登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合 | ＜取消事由＞<br>・信用失墜行為の場合<br>・秘密保持義務違反の場合 | ＜取消事由＞<br>・教員にふさわしくない非行の場合<br>・故意による法令違反の場合 | ＜取消事由＞<br>・信用失墜行為の場合<br>・秘密保持義務違反の場合 |
| わいせつ行為を行った者の再登録等の制限 | | 欠格期間経過後は再登録の申請が可能 | **わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる**（※） | **わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる** |
| わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握 | | － | **わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する**（※） | **わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する** |

注　わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第57号。以下「法」という。）第２条第３項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。
※　法の規定に基づく対応

36

## 一時保護時の司法審査等

**＜一時保護の適正手続の確保＞**
○ 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、**一時保護開始の判断に関する司法審査**を導入する。
- ➢ 裁判官が発行する**一時保護状（仮称）による方法**（事前又は保護開始から７日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
- ➢ 対象として、**親権者等が一時保護に同意した場合**や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
- ➢ 一時保護状（仮称）発付の請求の却下の裁判について、一時保護を解除した際に子どもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがある場合には、児童相談所からの不服申立手続を設ける。

**＜一時保護所の設備・運営基準の策定等＞**
○ ケアの困難度が高い子どもの入所という一時保護所の特性を踏まえ、**新たに設備・運営基準を策定**する。
○ **平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体は、定員超過解消のための計画を策定**し、その場合、国が重点的に支援を実施し、施設整備等を進めることにより、一時保護所の環境改善を目指す。
○ 一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、**一時保護所が第三者評価を受けることとする。**

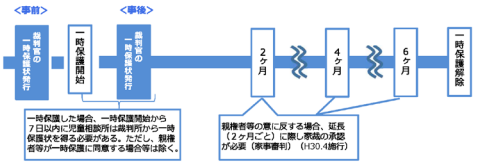


33

## 子どもの権利擁護

○ 子どもは一人では意見を形成し表明することに困難を抱えることも多いと考えられることから、**児童相談所による措置等の際に、子どもの意向を意見聴取等の方法により把握**し、子どもの最善の利益を考慮しその**措置等に勘案**する。

○ **権利擁護機関（※）の調査審議・意見具申が適切に行われる仕組みの整備等により、子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県の業務**とする。
※　子どもの意向を処遇等に適切に反映させていくため、意向を受け止め、必要に応じて児童相談所等と調整を図り、対応の改善を促す機能を有するもの
○ 都道府県は今回創設する**意向表明支援事業**等を活用し、**意向表明支援員の配置**など必要な体制の整備に努める。
（都道府県は自らまたは外部に委託をし、意向表明支援（アドボケイト）を行う。）

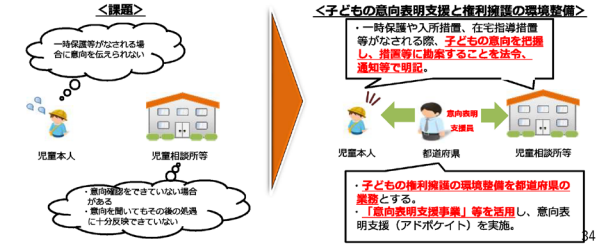


34

## 社会的養育経験者の自立支援

○ 自立支援が必要と判断される児童及び１８歳以上の者について、**自立支援が確実に提供される環境の整備に努めることを都道府県の責務として制度に位置づける。**
また、都道府県は児童相談所、市区町村、自立支援に必要な関係機関（医療機関、福祉支援機関、就労支援機関、学校・教育委員会、住居支援、司法関係者など）と支援の方向やその内容を相談する場を設ける。

○ 児童自立生活援助事業について、**年齢ではなく、児童等の置かれている状況や本人の意見、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県が必要と判断する時点まで支援が提供できる**こととする。

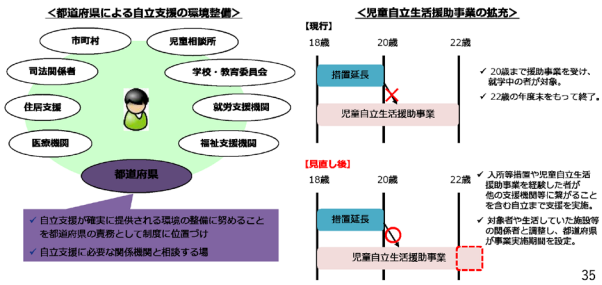


35

## 3. 児童福祉法等の改正に向けて

**③個別にもう少し掘り下げて・・・**

37

## 短期支援の供給について

**短期支援の類型について**

| 現行 | | 見直し |
|---|---|---|
| 保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、(中略)施設に入所させ、その者につき必要な保護を行う事業 | ➡ | ①保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、(中略)施設に入所等させ、その者につき必要な保護を行う事業<br>②保護者と児童を共に入所等させ家庭における養育を可能とさせる事業<br>③自らの意思で入所等を希望した児童を入所等させる事業 |

**短期支援の運用について**

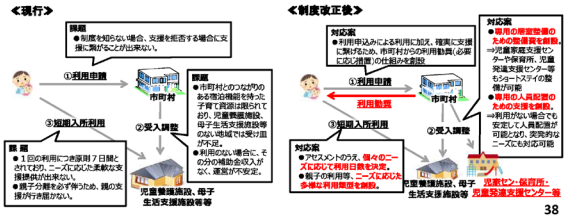


38

## 生活支援に関する取組み事例

**浜松市　はますくヘルパーの取組事例**

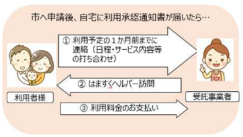


・妊娠中又は出産後１年未満の時期にあって、身近に相談できる者がなく、家事や育児を行うことが困難な者に対し、育児支援ヘルパーが家庭又は相談しやすい「話し相手」等による相談支援を実施。
（ 利用料金は一部自己負担）

**豊後高田市　ママ家事サポート事業（NPO法人　アンジュ・ママン）の取組事例**

・家事・育児の協力が必要な市内在住の妊産婦に対し、産前産後の一定期間において、家事や育児のサポートが必要なご家庭に気軽に「家事・育児支援サービス」をご利用いただく。
（利用料金あり）

39

# Day1. シンポジウム児童福祉法改正と今後の社会的養護の展望

## 支援の必要性の高い妊産婦への支援について

○ 予期せぬ妊娠などにより支援が必要と考えられる妊婦に対し、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、申し込みがあった時点から出産後一定期間経過までの間、支援の必要に応じて入所も可能な形で妊娠に関する相談や生活支援等を行う妊婦支援事業（仮称）を制度に位置づける。

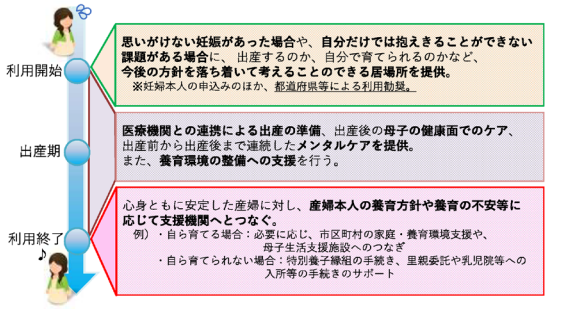


40

## 児童相談所と市区町村の包括的対応のイメージ

○ 切れ目の無い支援を行っていくためには、リスクの程度に応じて児童相談所・市区町村が連携し、それぞれの支援ツールをうまく組み合わせて展開していくことが必要。
○ 特に両者の最適な組み合わせが必要と考えられる措置等解除・在宅への移行の遠渡期を念頭に、都道府県(児童相談所)によるケースマネジメントの一環として、市区町村による家庭支援も包括的に提供できる構成としてはどうか。

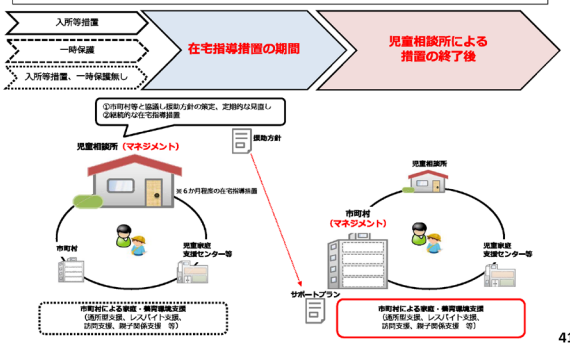


41

## 里親支援について

○ 里親支援機関（フォスタリング機関）は、里親の家庭・養育環境をより良くする機能と里親に委託された子どもの成育をより良いものとする機能の２つを併せ持ち、家庭養育優先原則を推進することにより地域の子どもの養育環境の向上に寄与する。また、里親支援機関（フォスタリング機関）は里親に寄り添い里親の立場に立って支援を行う機関であることが求められる。

○ こうした中で、里親等支援をより効果的に行い、里親・ファミリーホーム養育者や里親委託された子どもが相談しやすい環境を整えるため、一貫した体制で施続的に里親等支援を提供するようにすべきである。このため、里親支援機関（フォスタリング機関）を児童福祉施設として位置づける。これに伴い、里親支援機関（フォスタリング機関）の第三者評価が確実に成されることとする。

○ また、施設により実現しているチーム養育と、里親と里親支援機関（フォスタリング機関）により実現されるチーム養育については、どちらもそれぞれの「養育に関する最低基準」を満たし、その水準を維持し、それをさらに向上させる役割があるなどを踏まえ、里親支援機関（フォスタリング機関）の要する費用について、委託に必要な手当が確実に成されるよう、都道府県等の支弁とそれに対する国による負担について法律上に位置付ける。

○ 加えて、里親支援機関（フォスタリング機関）が、里親の募集・確保に向けた取り組みやその周知なども含め、都道府県や市町村、児童相談所等の関係機関と連携して里親支援を確実に行うことができるようにしていく必要がある。

○ 上記のように、里親支援の充実を図る一方で、里親同士が共に支え合うピアサポートについても今後推進していく必要があるとの意見があった。

### 里親支援センター（仮称）の役割について

※新・里親支援機関は、児童養護施設等における養育と同様、里親とともにチームケアで委託児童の養育に取組むことで、里親や委託児童、両者の関係性に問題がある場合であっても、養育に関する最低基準の維持が果たせるようにするための役割を発揮するものとして位置づけることを想定。
また、こうした役割を確実に果たすことができるよう児童福祉施設として位置づけて質を確保することや、こうした役割・機能等を踏まえて費用負担の在り方を検討。

42

## ファミリーホームについて

○ ファミリーホームについては、ケアニーズの高い困難な事例を扱うケースが多いことから、そのケースに適切に対応可能な体制を構築することができるよう、支援に携わる者の充実を可能としていく。また、養育を行う子どもに要する費用について、子どもの数はその地域の状況や周囲の養育資源の状況に応じて変化が多くなること等を勘案し、一定程度の変化に臨機応変に対応できるように見直す。

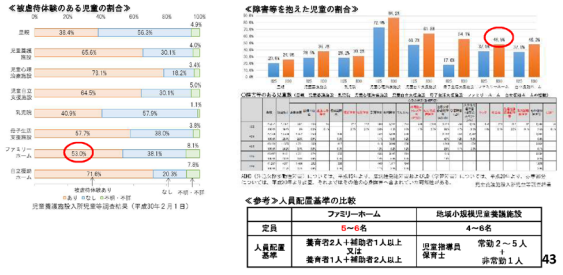


| | ファミリーホーム | 地域小規模児童養護施設 |
|---|---|---|
| 定員 | 5～6名 | 4～6名 |
| 人員配置基準 | 養育者2人＋補助者1人以上<br>又は<br>養育者1人＋補助者2人以上 | 児童指導員<br>保育士<br>常勤２～５人<br>＋<br>非常勤１人 |

43

## 自立支援の提供について

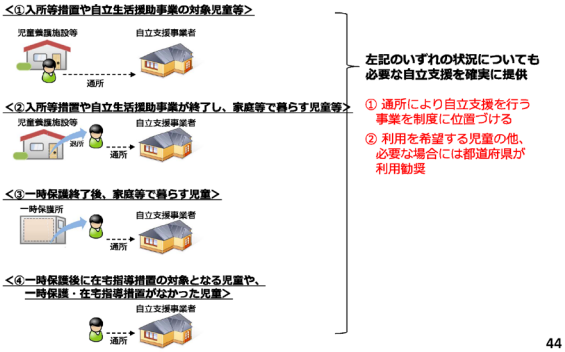


44

## 多機能化・高機能化について

○ 施設は地域の社会的養護の中核拠点として活動していくことが期待される。そうした観点から、多くの機能を果たし、多くの支援の資源を地域に提供することができるよう、
・ 市区町村により展開される、家庭・養育環境を支援する事業
・ 社会的養育を推進する事業
を施設が請け負うことが可能となるように、人員配置の弾力的運用等を図ることとする必要がある。

○ また、対応が困難な子どもに適切に対応できるよう、そのために必要な専門職の確保等に基準を設定した上での適正な評価を行う。

○ こうした中で、施設の職員がモチベーションを高く持って従事することができるよう、多機能化・高機能化に合わせたスキルアップが図ることができる機会を確保していくことが必要であるとの意見があった。

○ 一方で、児童福祉施設（※）と自立援助ホームについて、それぞれの機能と果たす役割、これに伴う人員配置基準等の在り方、そしてそれらを支える措置費の在り方について、ケアニーズに応じた支援が適切に成されるよう、調査研究を行うなど速やかに検討を開始し、十分な議論を経て得られた、より良いものについて早期に実現を図ることとする。
※　例えば、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設など

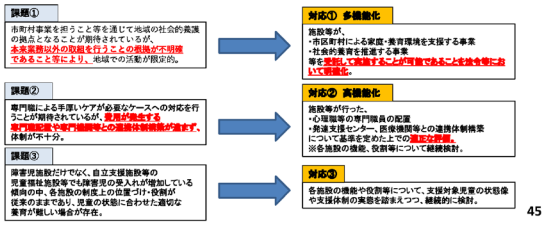


45

## 社会的養育推進計画について

○ 社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とし、整備状況の一層の「見える化」を図る。これに伴い、里親数、施設数に加え、児童家庭支援センターや里親支援機関（フォスタリング機関）、自立支援の役割を担う機関、アドボカシーや権利擁護の体制などについても整備計画の作成を行う。

○ また、この計画で整備された資源が子どもや保護者のニーズに適切に応えられていることが重要であり、整備された資源による効果や課題について、適切な指標を設けて都道府県等に対して実態把握・分析を促していくとともに、「見える化」を図ることにより国は確認していくことが必要である。

○ このため、社会的養育推進計画の内容、効果や課題とその適切な指標の設定について、今後、速やかに検討を開始し、可能なものから実現を図ることとする。また、都道府県等において今回の制度見直しによる新たな仕組みが施行される時点からの社会的養育推進計画の策定に当たり、必要な準備期間を確保する必要がある。

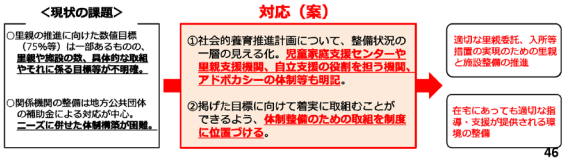


46

（参考）現行の社会的養育推進計画

**都道府県推進計画の記載事項**

（１）都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
（２）当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
（３）市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
（４）各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
（５）里親等への委託の推進に向けた取組
（６）パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
（７）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
（８）一時保護改革に向けた取組
（９）社会的養護自立支援の推進に向けた取組
（10）児童相談所の強化等に向けた取組
（11）留意事項

**里親等への委託の推進に向けた取組**

**都道府県**は国の目標を踏まえ、**里親等委託率の「数値目標」と「達成期限」を設定**

**里親等への委託の推進に向けた取組**
里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み
（計画策定に当たっての留意点）

○ **国**においては、
「**概ね７年以内（３歳未満は概ね５年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上**」、「**概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上**」の実現に向けて、**取組を推進**する。

○ **都道府県**においては、**これまでの地域の実情は踏まえつつも、**
**①　子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること**、及び
**②　上述した数値目標**
を**十分に全国に開き、個々の子どもに対する十分なアセスメント**を行った上で、**代替養育を必要とする子どもの見込み等を推計し、数値目標と達成期限を設定する。**
なお、数値目標の設定は、（中略）児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

○ **国**としては、必要な**支援策を講じる**とともに、**委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォロー**の上、都道府県の**代替養育を必要とする子どもの状況**や**里親等委託の取組状況**を**評価**し、**支援の在り方や進め方**について**検証**する。**進捗状況は、毎年、公表**する。

47

**新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援**

令和３年度第１次補正予算額：６０２億円（安心こども基金に計上）

目 的

市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援（訪問支援等）を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図る。

支援内容

**１．母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談支援体制の整備の推進**

（１）母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関の整備に必要な整備費・改修費の支援【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業】

（２）母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関における子育て世帯等を対象としたサポートプランの作成や地域づくり、ネットワーク構築等の推進【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業】

（３）若年等リスクを抱えた妊婦家庭を訪問し、状況把握等を行う取組の推進【妊婦訪問支援事業】

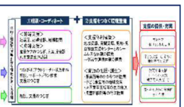

**２．支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援の推進**

（１）子育て世帯等を対象とした訪問家事・育児支援の推進【子育て世帯訪問支援臨時特例事業】

（２）ペアレント・トレーニングの提供等、親子関係形成支援の推進【保護者支援臨時特例事業】

（３）家庭や学校に居場所のない子どもの居場所支援の推進【子どもの居場所支援整備事業／子どもの居場所支援臨時特例事業】

（４）子育て世帯のレスパイト支援の充実（親子入所支援・利用料減免等）【子育て短期支援整備事業／子育て短期支援臨時特例事業／一時預かり利用者負担軽減事業】

（訪問家事育児支援）（親子関係形成支援）（子どもの居場所支援）

**３．支援の必要性の高い妊産婦・子どもへの支援体制の強化**

（１）支援の必要性の高い妊産婦の滞在型支援の推進【特定妊婦等支援整備事業／特定妊婦等支援臨時特例事業】

（２）児童相談所一時保護所の定員超過解消に向けた受け皿整備に必要な整備費・改修費の支援【児童相談所一時保護所等整備事業】

（３）社会的養護経験者（ケアリーバー）に対する自立支援体制の整備【社会的養護自立支援整備事業／社会的養護自立支援実態把握事業】

（支援の必要性の高い妊産婦の支援）（社会的養護経験者の自立支援）

実施主体：都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村（NPO法人等に委託可）

実施期間：令和３年度～令和５年度末

48

**婦人保護事業(困難な問題を抱える女性への支援)に関する令和４年度予算案の全体像**

令和４年度予算案：26億円（婦人保護事業費）
令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業）

令和４年度予算案においては、女性が抱える困難な問題の多様化・複合化、複雑化等に対応するための婦人保護事業の見直しに係る新法制定の動きを踏まえ、以下の取組みに関する新規・拡充予算を計上。

**１．婦人保護施設措置費**
婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。また、婦人保護施設入所者等に係る一般生活費の基準単価を改善し、施設入所者等の生活水準の向上を図る。

**２．児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業**

**①婦人相談員活動強化事業**
関係機関や他制度に基づく支援との連携や調整等において中核的な役割を担う婦人相談員に対して、経験年数に応じた加算を設定した上で手当を支給するとともに、期末手当を支給し、適切な処遇を確保する。

**②困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業**
前年度同様で継続実施。

**③民間団体支援強化・推進事業【新規】**
地方自治体が、多様な相談対応や自立に向けた支援を展開するＮＰＯ法人等を育成し、官・民の協働による困難な問題を抱える女性への支援を推進する。

**④若年被害女性等支援事業**
相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供等に向けて、事業受託団体における相談対応職員の研修受講の促進、特に配慮を要する若年女性を受け入れる場合の個別対応職員の加配等を行う。

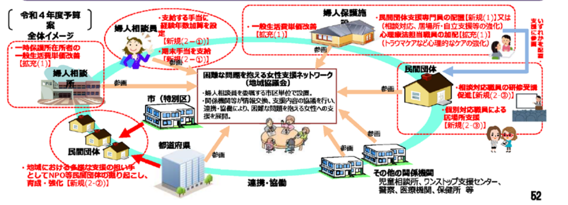


52

◆支援を必要とする子どものために

◆子ども利益優先、「家庭養育」
⇒地域連携、「脱」自己完結

◆児童福祉法改正に向けて
今、できること（予算事業の活用）
⇒その先に「連続」する「制度改正」
⇒ 自治体、地域の関係者との連携の重要性
（関係者相互で目的の共有と協働）

ご清聴ありがとうございました。

49

# 参考資料

53

【参考】子ども･子育て支援新制度と社会的養護

○ 平成２４年８月に成立した子ども・子育て支援法では、市町村が虐待を受けた児童等の要保護児童も含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とした事業を行うとともに、都道府県が、社会的養護など、専門性の高い施策を引き続き担うため、都道府県の設置する児童相談所を中心とする仕組みを現在と同様に維持することにしている。

○ 同法では今後、市町村と都道府県との連携を確保するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、社会的養護などの都道府県が行う専門的な施策との連携に関する事項を記載するよう努めること、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」では、要保護児童等に関する専門的な知識・技術を必要とする支援、支援のために必要な市町村との連携に関する事項を記載することにしている。

○ 児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援と一連につながるものであり、密接に連携して推進。

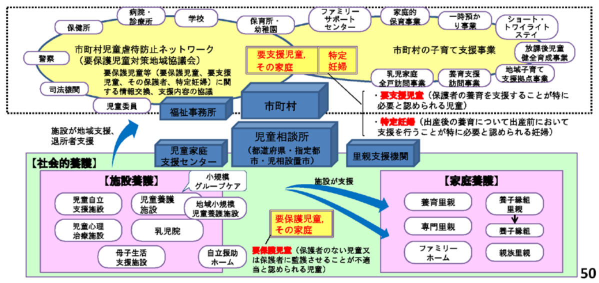


50

■ **女性活躍･男女共同参画の重点方針２０２１ ＜抄＞**
（令和３年６月16日 すべての女性が輝く社会づくり本部･男女共同参画推進本部合同会議決定）

Ⅰ コロナ対策の中心に女性を

（２）困難や不安を抱える女性への支援
○若い女性に対する官民連携での支援体制強化
経済的に困窮した若い女性の妊娠に関する相談や経済的支援の検討の必要性が高まっている。特に10代後半から20代前半の若い女性について、制度間の隙間の中で十分な支援ができていないことに鑑み、**現行の婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談員の機能強化を図る**とともに、児童相談所、福祉事務所などの公的な支援機関と、NPO法人などの民間事業者が、それぞれの強みを活かし、官民の連携での支援体制づくりを構築し、若年被害女性等支援事業や困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業を通じて、困難な問題を抱える女性を支援する。【厚生労働省】

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

（１）女性に対するあらゆる暴力の根絶
○配偶者等からの暴力への対策の強化
⑥婦人保護事業の見直しの検討
「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の中間まとめ（令和元年10月）を踏まえ、既存の法体系に関する整理を進め、新たな枠組みの構築に向け、早期に国会での検討が進むよう、必要な対応を行う。【厚生労働省】

■ **経済財政運営と改革の基本方針２０２１ （いわゆる「骨太の方針」）＜抄＞**
（令和３年６月１８日 閣議決定）

***第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～***

**5. 4つの原動力を支える基盤づくり**
(2)女性の活躍
今般の感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用・所得への影響、女性の自殺者の増加等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなった。支援を必要とする女性が誰一人取り残されることのないよう、今ほど男女共同参画の視点が求められている時代もない。
全ての女性が輝く令和の社会を実現するために、「第5次男女共同参画基本計画」及び**「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」に基づき、**女性デジタル人材育成、ひとり親に対する職業訓練、「生理の貧困」への支援など女性に寄り添った相談支援、フェムテックの推進、妊産婦や**困難を抱える女性への支援といったコロナ禍で大きな影響を受けている女性への支援**、養育費の不払い解消、女性の登用・採用の拡大を含めた幅広い分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等の検討、性に関する教育、性犯罪・性暴力対策の強化**などの取組を推進する。**・・・感染症に伴う配偶者等からの暴力の増加、深刻化の懸念を踏まえ、相談体制の充実などの取組を引き続き推進する。

4

**新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援**

令和３年度第１次補正予算額：６０２億円（安心こども基金に計上）

目 的

市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援（訪問支援等）を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図る。

支援内容

**１．母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談支援体制の整備の推進**

（１）母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関の整備に必要な整備費・改修費の支援【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業】

（２）母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関における子育て世帯等を対象としたサポートプランの作成や地域づくり、ネットワーク構築等の推進【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業】

（３）若年等リスクを抱えた妊婦家庭を訪問し、状況把握等を行う取組の推進【妊婦訪問支援事業】

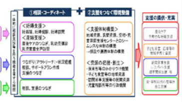

**２．支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援の推進**

（１）子育て世帯等を対象とした訪問家事・育児支援の推進【子育て世帯訪問支援臨時特例事業】

（２）ペアレント・トレーニングの提供等、親子関係形成支援の推進【保護者支援臨時特例事業】

（３）家庭や学校に居場所のない子どもの居場所支援の推進【子どもの居場所支援整備事業／子どもの居場所支援臨時特例事業】

（４）子育て世帯のレスパイト支援の充実（親子入所支援・利用料減免等）【子育て短期支援整備事業／子育て短期支援臨時特例事業／一時預かり利用者負担軽減事業】

（訪問家事育児支援）（親子関係形成支援）（子どもの居場所支援）

**３．支援の必要性の高い妊産婦・子どもへの支援体制の強化**

（１）支援の必要性の高い妊産婦の滞在型支援の推進【特定妊婦等支援整備事業／特定妊婦等支援臨時特例事業】

（２）児童相談所一時保護所の定員超過解消に向けた受け皿整備に必要な整備費・改修費の支援【児童相談所一時保護所等整備事業】

（３）社会的養護経験者（ケアリーバー）に対する自立支援体制の整備【社会的養護自立支援整備事業／社会的養護自立支援実態把握事業】

（支援の必要性の高い妊産婦の支援）（社会的養護経験者の自立支援）

実施主体：都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村（NPO法人等に委託可）

実施期間：令和３年度～令和５年度末

54

**母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業・運営事業（概要）**

令和３年度第１次補正予算額：６０２億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

妊産婦、子育て世帯、子どもの誰１人取り残すことなく、相談を受け適切な支援につなぐためには、母子保健の相談機関（子育て世代包括支援センター）と児童福祉の相談機関（市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方のより一層の連携強化が必要である。このため、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図るうえで必要な整備費等の支援を行うとともに、統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図ることにより、母子保健・児童福祉双方の相談機関の連携強化の一層の推進を図る。

母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業（整備費）

**【事業内容】**
母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図る市町村が行う子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備費等の支援を行う。

**【実施主体】**
市町村

**【補助割合】**
国９／１０、市町村１／１０

**【補助基準額】**
整備費・改修費　１か所当たり　17,392千円
開設準備経費　児童福祉・母子保健いずれか片方のみ整備する場合　１か所3,578千円
児童福祉・母子保健双方を整備する場合　１か所7,333千円

（参考）整備のイメージ

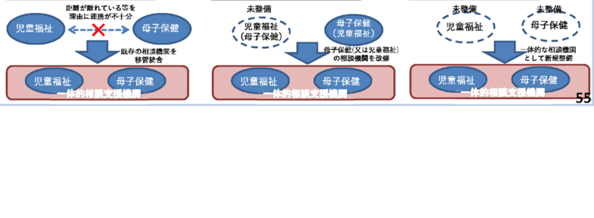


55

# Day1. シンポジウム児童福祉法改正と今後の社会的養護の展望

## 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業（運営費）

【事業内容】
統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図る市町村の相談支援機関に対して、統括支援員の配置に必要な費用の支援を行うとともに、訪問支援や子どもの居場所支援等の家庭・養育環境支援に係るニーズ把握や周知広報、人材育成等、制度の円滑な導入に資する費用の支援を行う。

【実施主体】
市町村

【補助割合】
国２／３、都道府県１／６、市町村１／６

【補助基準額】
・一体的相談支援機関運営支援　１か所当たり　6,272千円
（児童人口１万人以上の相談支援機関に限る）

・家庭・養育環境支援の円滑導入支援　１市町村当たり 3,208千円

（参考）統括支援員の配置による一元的マネジメント体制の構築のイメージ

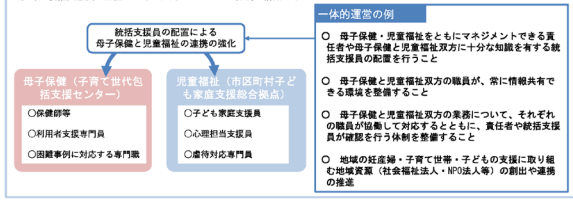


56

## 子育て短期支援整備事業・子育て短期支援臨時特例事業・一時預かり利用者負担軽減事業（概要）

令和３年度第１次補正予算額：６０２億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

### 事業概要

レスパイトケアを必要とする子育て家庭が安定して利用出来るよう、子育て短期支援事業の受け皿整備を推進するための整備費・改修費の支援を行うとともに、専用人員の配置や、親子利用等多様化する支援ニーズに対応した支援の提供等を行い、併せて子育て短期支援事業及び一時預かり事業について、所得等に応じた利用者負担の軽減措置を講じることで、家庭・養育環境の支援を強化する。

### 子育て短期支援整備事業（整備費）

【事業内容】　子育て短期支援事業の安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援専用の居室の整備に要する費用の支援を行う事業
【実施主体】　市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）
【補助割合】　国２／３、市町村１／１２、事業者１／４　　【補助基準額】　定員１人当たり　2,416千円

### 子育て短期支援臨時特例事業（運営費）

【本来内容】

**専用人員配置支援**
◆事業内容　子育て短期支援事業の専従する職員を配置し、正当な理由無く、子育て短期支援の利用を断らない施設に対して、専従職員の配置に要する費用の支援を行う事業
◆補助基準額　１施設当たり　年額5,433千円

**親子入所支援**
◆事業内容　レスパイトケアとあわせて、子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間入所させ、支援を行う事業
◆補助基準額　１世帯当たり　日額9,600円

**入所待機児童支援**
◆事業内容　保護者の育児放棄や過干渉等により、一時的な避難を希望する子どもを短期間受け入れ、支援を行う事業
◆補助基準額　児童１人当たり　日額4,200円

**利用者負担軽減支援**
◆事業内容　支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する事業
◆補助基準額　生活保護世帯　日額5,000円　年収360万円未満世帯　日額3,500円
住民税非課税世帯　日額4,000円　その他要支援児童のいる世帯　日額2,500円
【実施主体】　市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）　【補助割合】　国１／３、都道府県１／３、市町村１／３

### 一時預かり利用者負担軽減事業

【事業内容】　支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する事業
【補助基準額】　生活保護世帯　日額3,000円　年収360万円未満世帯　日額2,100円
住民税非課税世帯　日額2,400円　その他要支援児童のいる世帯　日額1,500円
【実施主体】　市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）　【補助割合】　国１／３、都道府県１／３、市町村１／３

60

## 子育て世帯訪問支援臨時特例事業（概要）

令和３年度第１次補正予算額：６０２億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

### 事業概要

○ 家事・育児等に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭が増加しており、子どもの養育だけではなく、保護者（妊産婦を含む）自身が支援を必要とする家庭が増加している。
○ こうした需要に対応するため、訪問支援員（仮称）が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

### 実施主体

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

### 支援対象

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦

### 支援内容

・家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
・育児支援（保育所等の送迎支援や地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等を含む）

### 補助割合

国１／２、都道府県１／４、市町村１／４

### 補助基準額

訪問支援費用　１時間当たり　1,500円（3,000円）
交通費　１件当たり　930円（1,860円）
事務費（管理費）１事業所当たり　564,000円

※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、訪問支援費用及び交通費について補助額の加算を実施。
括弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額

（参考）支援の様子

家事支援のイメージ　育児支援のイメージ

57

## 特定妊婦等支援整備事業・特定妊婦等支援臨時特例事業（概要）

令和３年度第１次補正予算額：６０２億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

### 事業概要

予期せぬ妊娠等、支援の必要性の高い妊産婦に対して、出産や今後の生活について落ち着いて考えることのできる居場所の提供を行うとともに、産婦本人の養育方針や養育の不安等に応じて必要な支援機関へとつなぐ体制を構築することにより、妊産婦の孤立化を防ぎ、虐待の重篤事案の防止を図る。

### 特定妊婦等支援整備事業（整備費）

【事業内容】
支援の必要性の高い妊産婦に対する安定的な支援の推進を図るため、心理的ケアや生活相談支援等を行う居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。

【実施主体】　都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助割合】　国２／３、都道府県等１／１２、事業者１／４

【補助基準額】　＜整備費＞　8,588千円 × 定員（世帯数）
＜改修費＞　１世帯当たり　8,588千円

（支援のイメージ）

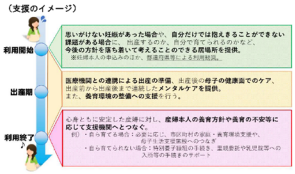


### 特定妊婦等支援臨時特例事業（運営費）

【事業内容】
支援の必要性の高い妊産婦を通所又は宿泊で受け入れて、心理的ケアや生活相談支援等を行うための看護師等の配置や妊産婦を受け入れた際に要する生活費等の支援を行うとともに、支援ニーズ等の実態把握や関係機関との連携に必要な費用の支援を行う。

【実施主体】　都道府県、市、福祉事務所設置町村
（社会福祉法人やNPO法人に委託可）

【補助割合】　国１／２、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市１／２
国１／２、都道府県１／４、市・福祉事務所設置町村１／４（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

【補助基準額】
基本分単価　１か所当たり　32,753千円
開設準備費加算　１か所当たり　4,000千円（上限額）
賃借料加算　１か所当たり　3,000千円（上限額）

実態把握・関係機関連携経費支援
１自治体当たり　5,085千円

（参考）支援の様子



61

## 保護者支援臨時特例事業（概要）

令和３年度第１次補正予算額：６０２億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

### 事業概要

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援する。

### 実施主体

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

### 支援対象

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えた子育て家庭

### 支援内容

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対するペアレントトレーニングの実施

### 補助割合

国１／２、都道府県１／４、市町村１／４

### 補助基準額

・ペアレントトレーニング　１人当たり 16,400円（32,800円）
・保護者指導支援プログラム資格取得支援　１市町村当たり 100,000円

※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、補助額の加算を実施。
括弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額

### 支援イメージ

58

## 妊婦訪問支援事業（概要）

令和３年度第１次補正予算額：６０２億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

### 目 的

○ 妊婦届の提出時に妊婦の状態等を確認し、若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することによりハイリスク妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする。

### 内 容

◆ 対象者
妊婦健診未受診の妊婦その他継続的な状況把握が必要な妊婦

◆ 内 容
若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状態を把握するとともに必要な支援に繋げる。

### 実施主体・補助率等

◆ 実施主体　：市町村
◆ 補 助 率　：国１／２、市町村１／２
◆ 補助単価　：１回あたり 9,080円
民間委託する場合　年額564,000円

62

## 子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業（概要）

令和３年度第１次補正予算額：６０２億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

### 事業概要

不登校の子ども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対する居場所の整備に必要な整備費・改修費の支援を行うとともに、生活習慣の形成や学習のサポート、道路等の相談支援、食事の提供、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の子どもの居場所に関する総合的な支援を実施する。

### 子どもの居場所支援整備事業（整備費）

【実施主体】
市町村

【補助割合】
国２／３、市町村１／１２、事業者１／４

【補助基準額】
１か所当たり　17,392千円

### 支援のイメージ

（参考）支援の様子

中高生向けのフリースペースの様子　食事の支援の様子　専門職による洗濯の様子

### 子どもの居場所支援臨時特例事業（運営費）

【実施主体】
市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

【支援対象】
家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子ども

【支援内容】
①安心・安全な居場所の提供
②生活習慣（手洗い・うがい、歯磨き）の形成
③学習（宿題の見守り等を含む）の支援
④食事の支援
⑤課外活動の提供
⑥専門職による支援計画の策定　など

【補助割合】
国１／２、都道府県１／４、市町村１／４

【補助基準額】
①基本分　専門職を配置しない場合　１か所当たり　14,592千円
専門職を配置した場合　１か所当たり　15,850千円
②賃借料支援加算　１か所当たり　3,000千円
③開設準備経費加算　１か所当たり　4,000千円

59

## 社会的養護自立支援整備事業・社会的養護自立支援実態把握事業（概要）

令和３年度第１次補正予算額：６０２億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

### 事業概要

児童養護施設等の入所措置等が解除された社会的養護経験者（ケアリーバー）に対して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備を推進するとともに、児童養護施設等を退所した児童の実態調査等を行う費用を補助することで、どの地域であっても必要な支援が確実に提供される環境の整備を図る。

### 社会的養護自立支援整備事業（整備費）

【事業内容】
社会的養護経験者に対して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に必要な整備費・改修費等の支援を行う。

【実施主体】
都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】
国２／３、都道府県等１／１２、事業者１／４

【補助基準額】
１か所当たり　17,392千円

≪社会的養護自立支援事業所のイメージ≫

### 社会的養護自立支援実態把握事業

【事業内容】
都道府県等が施設入所措置等で関わってきたケアリーバーの支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施、自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催に必要な費用の支援を行う。

【実施主体】
都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】
国１／２、都道府県等１／２

【補助基準額】
１自治体当たり　3,000千円

≪実態把握のサイクル≫　≪自立支援に必要な関係機関の協議会≫

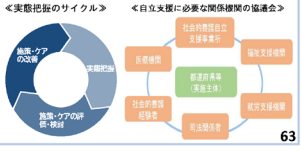


63

# Day1. シンポジウム児童福祉法改正と今後の社会的養護の展望

## 児童相談所一時保護所等整備事業

令和３年度第１次補正予算額：８０２億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

**1．概要**

○ 定員超過が常態化している一時保護所がある自治体においては、一時保護所の新設や既存施設の改築等により、定員拡大を図ることが急務。

○ 一時保護所の定員超過解消を図る自治体を支援するため、定員超過解消のための計画を策定した場合には、一時保護所の新設・改築、児童養護施設等に一時保護専用施設を設置する整備費の補助率を嵩上げする（1/2→9/10）

**2．対象自治体**

①平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体（当該補助の希望の有無に関わらず計画の策定）

②平均入所率が90%を超えている一時保護所がある自治体（当該補助を希望する自治体は計画の策定）

**3．実施主体等**

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

・児童相談所一時保護所の整備等　本体分（定員1人当たり）12,934千円　＋　各加算

・児童養護施設等に一時保護専用施設を設置する整備等

（児童養護施設の場合）

本体分（定員1人当たり）6,602千円　＋　一時保護専用施設設置加算（定員1人当たり）18,722千円（最大）　＋　その他加算

・児童相談所一時保護所の生活環境改善のための改修　1か所当たり8,000千円

・一時保護専用施設の改修　1か所当たり21,900千円

64

## 里親等委託率の過去10年間の増加幅の大きい自治体

○過去10年間で、新潟市が22.2%から60.4%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。

○これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、ＮＰＯや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

| | | 増加幅（H21→R元比較） | 里親等委託率 平成21年度末 | 里親等委託率 令和元年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 新潟市 | ＋ 38.2% | 22.2% | 60.4% |
| 2 | さいたま市 | ＋ 35.6% | 8.2% | 43.9% |
| 3 | 福岡市 | ＋ 31.6% | 20.9% | 52.5% |
| 4 | 岡山県 | ＋ 28.5% | 4.8% | 33.3% |
| 5 | 佐賀県 | ＋ 26.7% | 8.2% | 35.0% |
| 6 | 静岡市 | ＋ 26.6% | 23.0% | 49.6% |
| 7 | 仙台市 | ＋ 22.6% | 12.7% | 35.3% |
| 8 | 宮城県 | ＋ 21.0% | 17.0% | 38.1% |
| 9 | 千葉市 | ＋ 20.3% | 12.1% | 32.4% |
| 10 | 浜松市 | ＋ 19.6% | 13.5% | 33.1% |

65

○就業状況（令和２年３月１日現在）　※家庭福祉課調べ

| 委託里親数 | 里親の構成 | 里親の就業状況 | | |
|---|---|---|---|---|
| 4,673（100%） | 夫婦世帯 3,998（87.2%） | 共働き | 2,025 | 43.3% |
| | | 一方が働いている | 1,709 | 36.6% |
| | | どちらも働いていない | 264 | 5.6% |
| | ひとり親世帯 675（12.8%） | 働いている | 438 | 9.4% |
| | | 働いていない | 237 | 5.1% |

○里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の実施状況（令和元年度実績）

| 受入先種別 | 受入施設等数 | 延利用回数 | 実施延日数 |
|---|---|---|---|
| 乳児院 | 78 | 397 | 747 |
| 児童養護施設 | 165 | 633 | 1913 |
| 里親 | 558 | 1359 | 3,816 |
| その他 | 38 | 170 | 596 |
| 合計 | 839 | 2,559 | 7,072 |

※家庭福祉課調べ

※レスパイト・ケアを利用した里親世帯数・・・863世帯

66